

中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）（素案）について

区は、中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定に向け検討を進めてきたところであるが、この度、子ども・子育てアンケート調査及び子ども・子育て会議での審議等を踏まえ、以下のとおり計画（素案）を取りまとめたので報告する。

1 構成

- 第1節 計画の基本的な考え方
- 第2節 子どもと子育て家庭を取り巻く状況
- 第3節 需要見込みと確保方策
- 第4節 計画の推進
- 参考資料

2 中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）（素案） 別添のとおりに

3 意見交換会等の実施

計画（素案）に対する意見交換会等を以下のとおり実施する。なお、意見交換会については、「中野区社会的養育推進計画（素案）」に対する意見交換会との合同開催とする。

（1）意見交換会の日程

| 日付 | 時間 | 場所 |
|-----------|------------|------------------|
| 12月10日（火） | 19時～20時30分 | オンライン（Teams） |
| 12月11日（水） | 10時～12時 | 上高田児童館※1 |
| | 14時～17時 | 上高田児童館※2 |
| 12月12日（木） | 19時～20時30分 | オンライン（Teams） |
| 12月13日（金） | 16時～19時 | 中野東図書館ティーンズルーム※2 |
| 12月15日（日） | 10時～11時30分 | 中野区役所 |
| 12月18日（水） | 10時～12時 | 南中野児童館※1 |
| | 15時～18時 | 南中野児童館※2 |

※1 乳幼児親子を対象とし、オープンハウス形式（意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式）で実施する。

※2 子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行い、オープンハウス形式で実施する。

(2) 関係団体からの意見聴取

意見交換会のほか、12月上旬から下旬までの期間において、関係団体から意見を聴取する。

(3) 意見募集

12月5日(木)から25日(水)までの期間において、窓口、郵送、電子メール、ファクス、LoGoフォームにより、区民等から意見を募集する。

(4) 周知方法

区報(12月5日号)及び区ホームページ等により周知する。

4 今後のスケジュール(予定)

| | | |
|------|----|-----------------|
| 令和7年 | 1月 | 計画(案)の決定 |
| | 2月 | パブリック・コメント手続の実施 |
| | 3月 | 計画策定 |

中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)
【令和7年度～令和11年度】
(素案)

令和6年(2024年)11月

中野区

目 次

| | | |
|-------------|-------------------------|-----------|
| 第1節 | 計画の基本的な考え方 | 1 |
| 1 | 計画策定の背景・目的 | 2 |
| 2 | 計画の位置づけ・他の計画との関連 | 3 |
| 3 | 計画期間・計画の対象 | 4 |
| 4 | 調査の実施 | 4 |
| 第2節 | 子どもと子育て家庭を取り巻く状況 | 5 |
| 1 | 子ども・子育てをめぐる動き | 6 |
| (1) | 国の動向 | 6 |
| (2) | 区の動向 | 7 |
| 2 | 中野区の状況 | 9 |
| 第3節 | 需要見込みと確保方策 | 31 |
| 1 | 教育・保育施設の現状と利用状況 | 32 |
| 2 | 子ども・子育て支援制度の概要 | 33 |
| 3 | 需要見込みと確保方策 | 35 |
| (1) | 幼児期の教育・保育 | 35 |
| (2) | 地域子ども・子育て支援事業 | 40 |
| (3) | こども誰でも通園制度 | 60 |
| 第4節 | 計画の推進 | 63 |
| 1 | 計画の推進体制 | 64 |
| 2 | 計画の点検・評価 | 65 |
| 参考資料 | | 67 |
| | 中野区子ども・子育て会議条例 | 68 |



第1節

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・目的

子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」及び「実施時期」等を定める計画です。子ども・子育て支援法では、区市町村に対し、5年を1期とした子ども・子育て支援事業計画を策定することを義務づけています。

区は、子育てサービスの計画的な整備を進めるとともに、子どもと子育て家庭に関する様々な課題に対応するため、平成27年3月に「中野区子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定しました。

その後、出生数の減少や保育施設における待機児童の解消など、保育需要に変化が見られたため、令和5年3月に直近の実績値等をもとに、計画値の見直しを行い、「中野区子ども総合計画」に包含される形で、令和5・6年度を計画期間とする「中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）中間の見直し」を策定し、計画に基づいて施設の整備やサービスの提供を行ってきました。

令和4年6月に、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童福祉法が改正され、家庭支援事業が新設されました。また、令和6年6月に、子ども・子育て支援法などが改正され、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業、乳児等のための支援給付）の創設や、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業へ位置付けられることなどが盛り込まれました。

また、少子化、核家族化、保護者の就労状況の多様化など、社会状況等が大きく変化する中、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更となり、様々な活動が徐々に再開されてきました。

令和6年3月には、新たな計画策定に向けて、子ども・子育てアンケート調査を実施し、保護者の就労状況や保育サービスの利用意向などについて分析しました。

このような背景を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」を策定しました。全ての子どもと子育て家庭への支援充実を目指し、需要に応じたサービス提供体制を確保していきます。

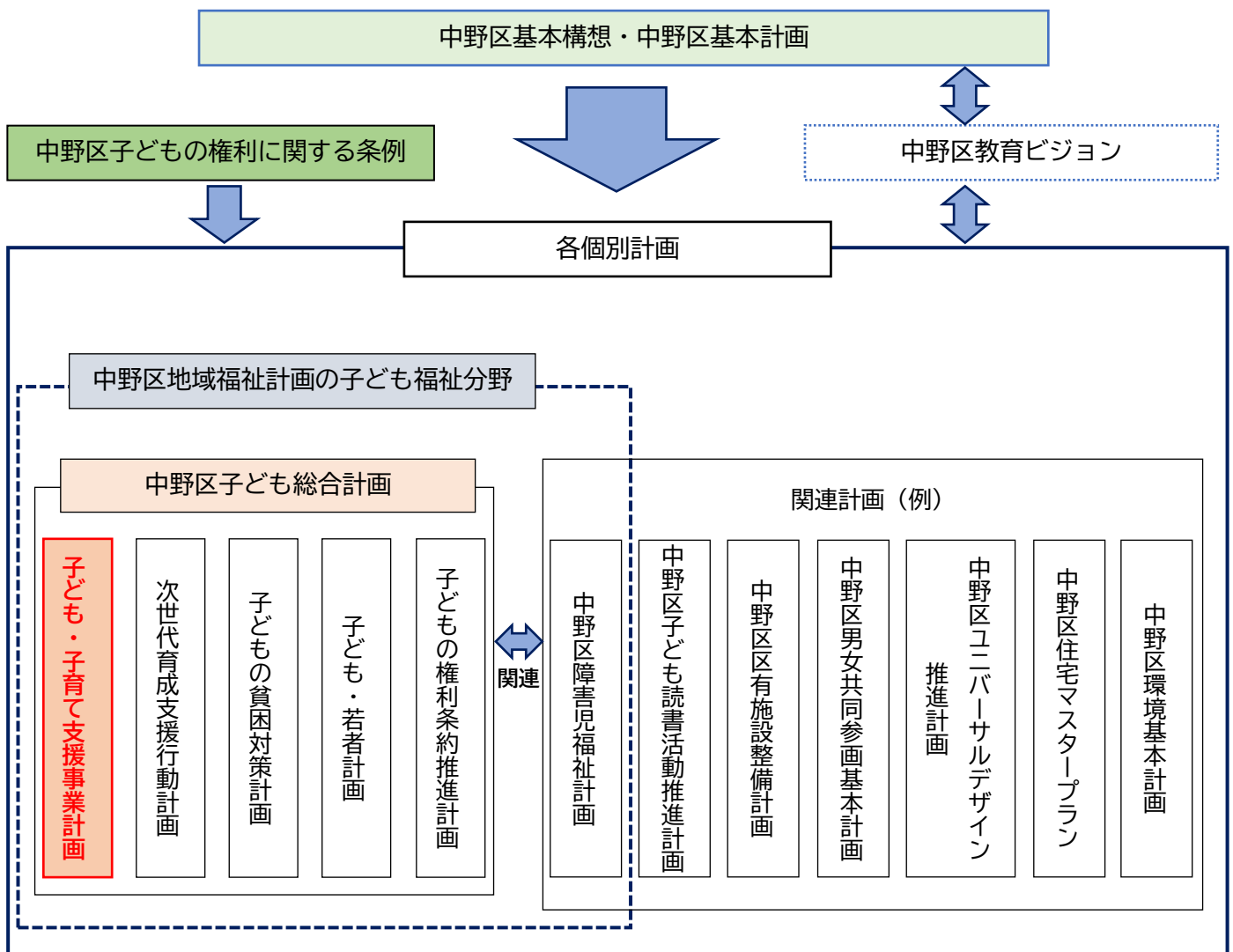
2 計画の位置づけ・他の計画との関連

(1) 計画の位置付け

この計画は、令和5年3月に策定した「中野区子ども総合計画」の第4章「子ども・子育て支援事業計画（第2期）中間の見直し」について、子ども・子育て支援法に基づく基本方針を踏まえ、改定するものです。

なお、中野区子ども総合計画は、中野区基本構想及び中野区基本計画に基づく子どもに関する個別計画であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、5つの法定計画を包含する総合的な計画です。

(2) 他の計画との関連



3 計画期間・計画の対象

(1) 計画期間

計画期間は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定める計画期間である令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、子ども（0歳から概ね18歳まで）及びその家族とします。

4 調査の実施

本計画の策定に先立ち、保育施設や幼稚園、子育てサービス等の利用状況、利用希望等について把握し、計画の基礎資料とするため、子ども・子育てアンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

(1) 調査対象

令和5年9月1日現在の年齢が0～5歳の乳幼児の保護者及び就学児童（小学校1年生～6年生）の保護者

(2) 調査期間

令和5年9月20日～10月20日

(3) 調査対象者数・有効回収数・有効回収率

| 調査名 | 乳幼児調査 | 就学児童調査 |
|--------|---------|---------|
| 調査対象者数 | 6,026 票 | 6,050 票 |
| 有効回収数 | 2,168 票 | 1,997 票 |
| 有効回収率 | 36.0% | 33.0% |

(4) 調査内容

父母の就労状況、保育サービスの利用実績、利用意向等について



↑
アンケートの調査結果
について、詳しくは上図の
QRコードをお読み取りく
ださい



第2節

子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 子ども・子育てをめぐる動き

(1) 国の動向

① こども基本法の成立・こども家庭庁の創設

これまで日本には、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を包括的に保障する基本法が存在しませんでした。令和4年6月にこども基本法が成立し、令和5年4月に施行されました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、子ども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、令和4年6月に、こども家庭庁設置法がこども基本法と同時に成立し、令和5年4月に法が施行され、内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局にこども家庭庁が設置されました。子ども施策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組んでいます。また、これまで別々に担われてきた司令塔機能がこども家庭庁に一本化されました。

② こども大綱の閣議決定

これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた、こども大綱が令和5年12月22日に閣議決定されました。同大綱は、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

③ 児童福祉法の改正（令和4年6月）

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法が改正されました。同法では、区市町村が、地域子ども・子育て支援事業において、子育て家庭への訪問による生活の支援、学校や家以外の子どもの居場所支援、親子関係の構築に向けた支援を実施することなどが盛り込まれており、今後さらに子どもと子育て家庭への支援を充実していく必要があります。

④ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の成立

子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するため、令和6年2月16日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、令和6年6月5日の参議院本会議で可決・成立しました。本改正は、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することなどが盛り込まれています。

(2) 区の動向

① 中野区子どもの権利に関する条例の制定

区は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの推進を図るため、令和4年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定しました。条例には、子どもの権利の保障の基本理念、区、区民、事業者等の役割、場面ごとに特に保障されるべき権利や子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組、子どもの権利の相談及び侵害からの救済の仕組み等を定めています。

また、条例に基づいた子どもの権利侵害からの速やかな救済と子どもの権利の保障を図るための機関として、令和4年9月に子ども相談室を開設しました。

② 中野区子ども総合計画の策定

区は、中野区基本構想及び中野区基本計画との整合性を図るとともに、子どもの貧困対策、若者支援、子どもの権利保障の推進など、新たな課題に対応するため、令和5年3月に「中野区子ども総合計画」を策定しました。本計画は、中野区基本構想及び中野区基本計画に基づく子どもに関する個別計画であるとともに、子どもに関する5つの法定計画を包含する総合的な計画です。なお、こども基本法第10条の「市町村こども計画」に相当するものとして策定しています。

③ 中野区児童相談所の設置

平成28年5月に児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、すこやかな成長・発達や自立等を保障される等の権利を有することが明確化されるとともに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を図るため、特別区が児童相談所を設置することが可能となりました。これを受け、区は令和4年4月に中野区児童相談所を設置しました。

これまで児童虐待への対応は、区の子ども家庭支援センターと東京都児童相談所が連携して行っていましたが、中野区児童相談所設置後は、区において一貫して対応ができるようになりました。

また、児童相談所の設置に伴い、児童福祉審議会の設置に関する事務や里親の認定に関する事務等が東京都から移管されました。

④ 中野区子ども・若者支援センターの開設

区は、令和3年11月に中野区子ども・若者支援センターを開設しました。子ども・若者支援センターの中に児童相談所を開設し、同建物内に移転した教育センターと連携しながら、家庭環境や児童虐待に関する相談、教育上の悩みや不登校に関する相談を受け付けているほか、39歳までの若者とその家族の相談、発達に課題や障害のある子どもに関する就学相談を行っています。

また、若者相談事業として、義務教育終了後から39歳までの若者が、進学や就職などの進路について気軽に話したり、ゆっくり過ごせる居場所として「若者フリースペース」を設けています。

2 中野区の状況

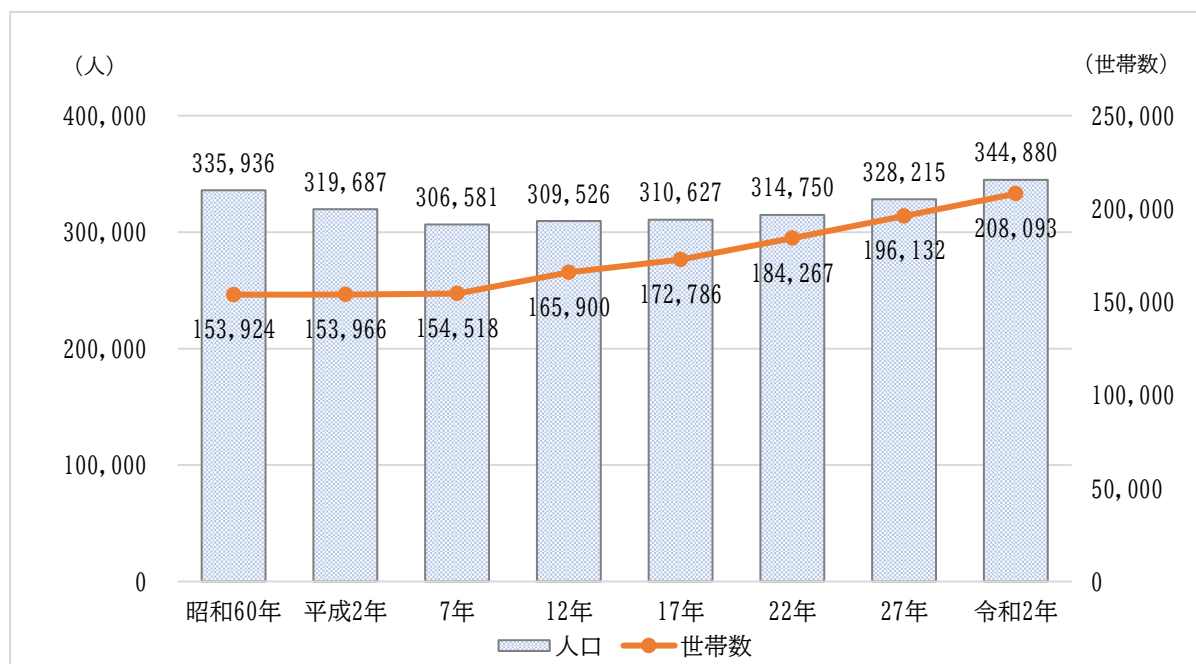
(1) 中野区の人口等の推移

① 区の人口と世帯数の推移

区の人口は、平成7年に306,581人まで減少しましたが、以降増加傾向となり、令和2年には344,880人となっています。

世帯数については、平成7年までほぼ横ばいで推移していましたが、以降増加傾向に転じ、令和2年には208,093世帯となっています。

区の人口と世帯数の推移

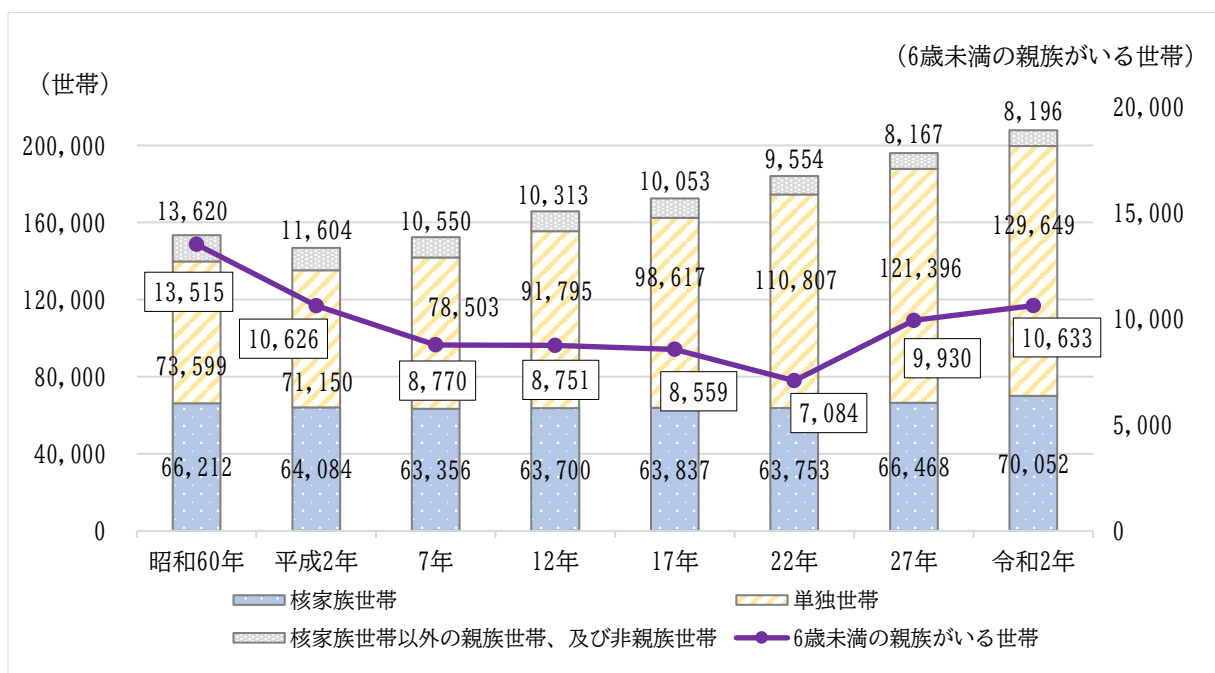


【出典：国勢調査】

② 区の世帯類型の推移

区の単独世帯の数は、昭和60年に73,599世帯でしたが、令和2年には129,649世帯まで増加し、一般世帯に占める割合は62.4%となっています。核家族世帯の数は、昭和60年以降ほぼ横ばいで推移していましたが、一般世帯に占める割合は昭和60年の43.2%から令和2年の33.7%と減少傾向にあります。また、6歳未満の親族がいる世帯は、平成22年まで減少傾向でしたが、平成27年以降増加に転じています。

区の世帯類型の推移



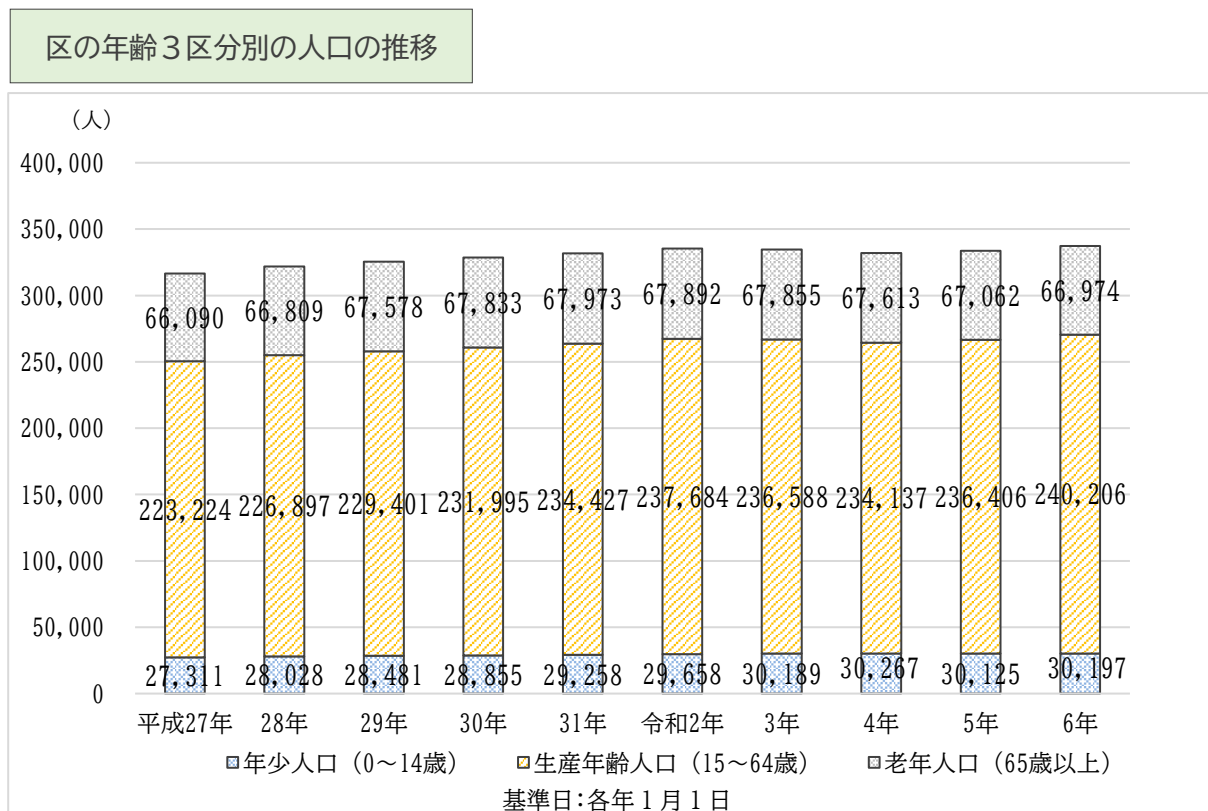
【出典：国勢調査】

【注】

- 世帯の種類には、「一般世帯」と「施設等の世帯」があります。一般世帯とは、①住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えている単身者、②前述の①の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいいます。また、施設等の世帯とは、寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内居住者、矯正施設の入所者などをいいます。
- 世帯の家族類型については、一般世帯をその世帯員の世帯主との続柄により、「親族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」に区分してあります。親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいる世帯です。非親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいない世帯です。単独世帯とは、世帯人員が一人の世帯です。なお、核家族世帯とは、親族世帯のうち、①夫婦のみの世帯②夫婦と子どもからなる世帯③男親と子どもからなる世帯④女親と子どもからなる世帯をいいます。

③ 区の年齢3区分別の人口の推移

区における令和6年の年齢3区分別の人口をみると、年少人口（0歳から14歳）及び生産年齢人口（15歳から64歳）が区全体の人口の8割を占めています。また、年少人口は増加傾向にあり、令和3年には30,000人を超えましたが、その後は横ばいで推移しています。

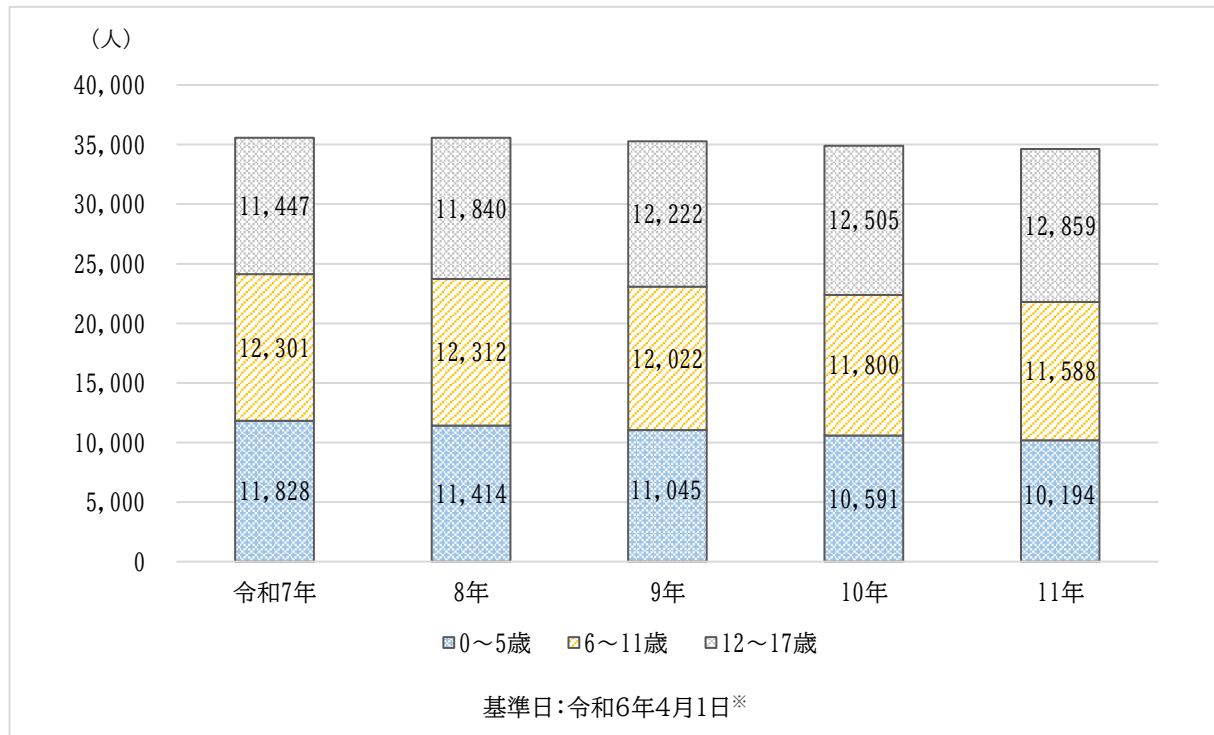


【出典：中野区統計書】

④ 区の子ども人口の将来推計

区における令和7年から令和11年までの18歳未満の子どもの人口の推移をみると減少傾向にあります。令和10年には子どもの人口は35,000人を下回っており、特に0～5歳児人口については、年々減少傾向になると推計しています。

区の子ども人口の将来推計



【出典：子ども教育部統計】

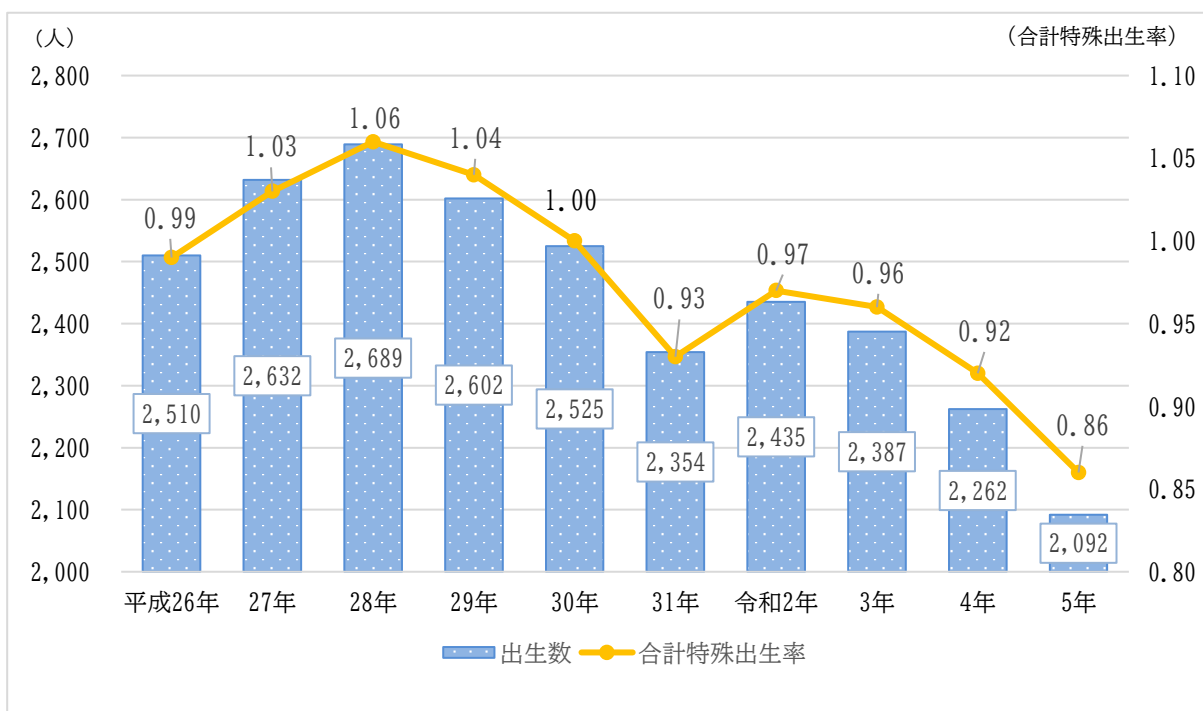
※令和6年4月1日の住民基本台帳を基準として、コーホート変化率法により推計しました。推計にあたっては、市街地再開発事業による影響や過去の実績等に基づきながら、一定の補正を加えています。

(2) 出生・出産の現状

① 区の出生数と合計特殊出生率

区における出生数と合計特殊出生率は、平成28年まで増加傾向でしたが、その後減少に転じています。令和2年に出生数、合計特殊出生率ともに若干増加しましたが、それ以降再び減少し、令和5年は大幅な減少となっています。

区における出生数と合計特殊出生率の推移



【出典：健康福祉部統計】

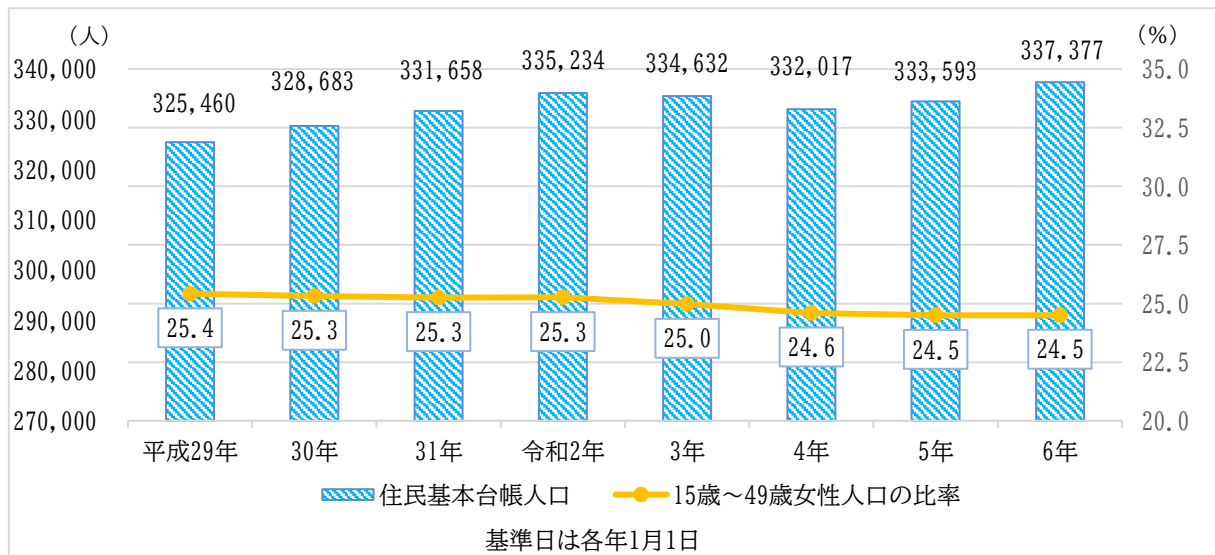
※合計特殊出生率…15歳から49歳の女性の年齢別出生率の合計。1人の女性が、仮にその年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数を表す。

② 区の人口及び女性人口（15歳から49歳）の割合の推移

区の人口は令和3年から令和4年までの間、一時減少に転じていますが、増加傾向にあり、令和6年には337,377, 377人まで増加しています。

一方で、15歳から49歳の女性人口の割合は減少傾向にあり、令和6年には24.5%に減少しています。

区の人口と女性人口（15歳から49歳）の割合の推移

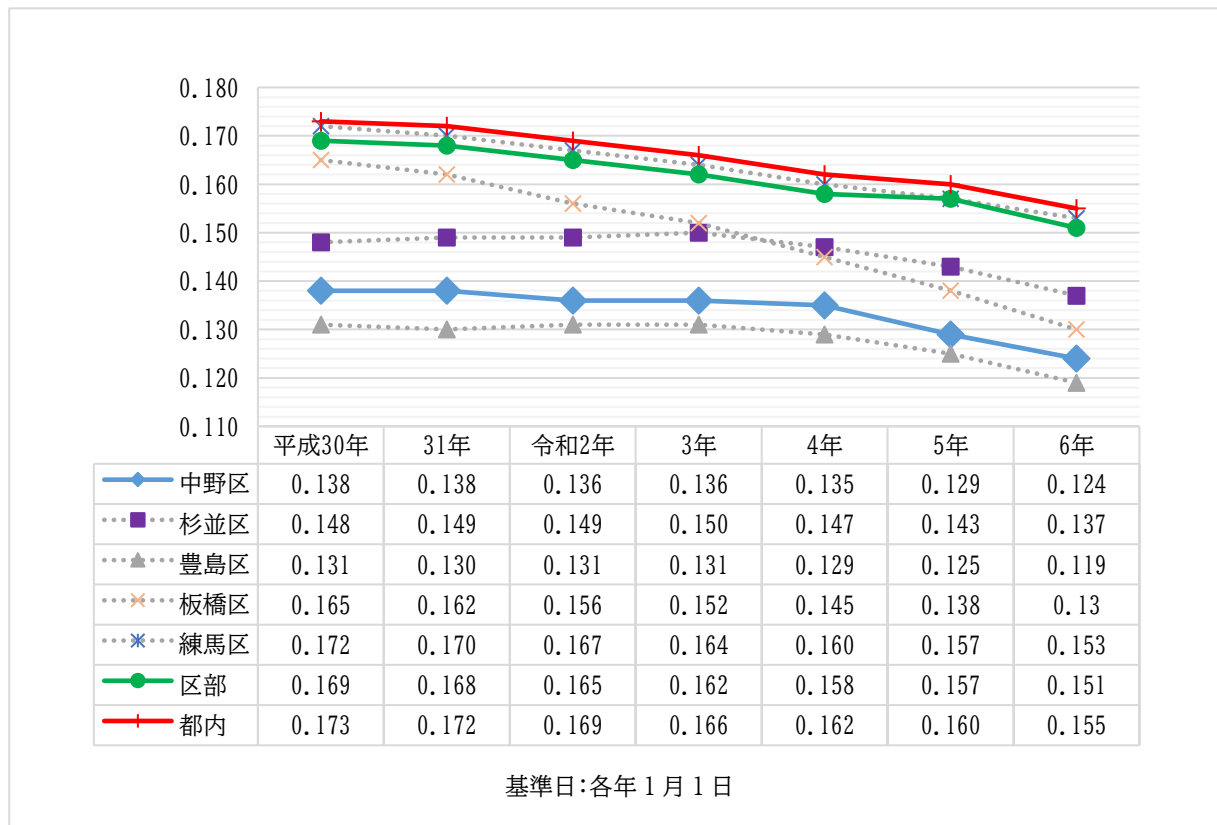


【出典：住民基本台帳】

③ 子ども女性比の推移

子ども女性比は、東京都全域で見ると平成31年までほぼ横ばいで推移していましたが、それ以降は減少傾向となっています。区においても令和4年まで横ばいでしたが、それ以降は減少しています。

東京都及び近隣区の子ども女性比の推移



【出典：東京都及び近隣区ホームページ】

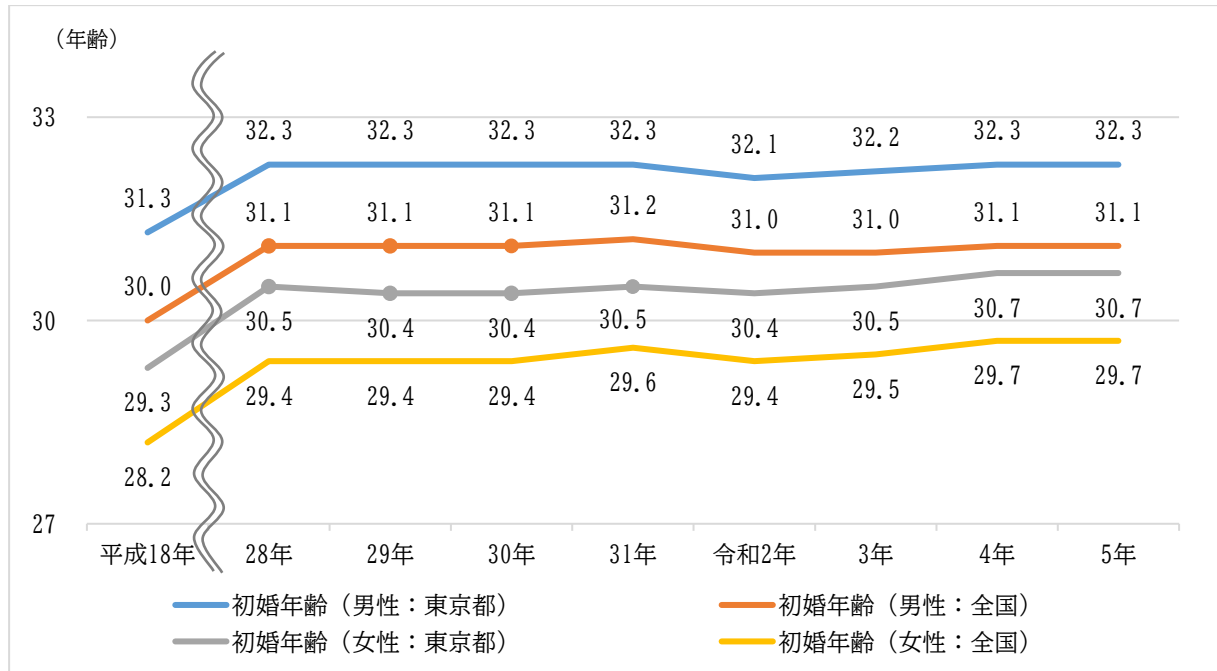
※子ども女性比…15歳から49歳の女性人口に占める0歳から4歳の人口の割合

④ 平均初婚年齢の推移

厚生労働省が実施した「人口動態調査」によると、平均初婚年齢は、平成18年から平成28年までの10年間で、全国、東京都ともに1歳以上高くなりましたが、その後はほぼ横ばいで推移しています。

東京都は全国に比べ、初婚年齢が高い傾向にあります。

全国及び東京都の平均初婚年齢の推移

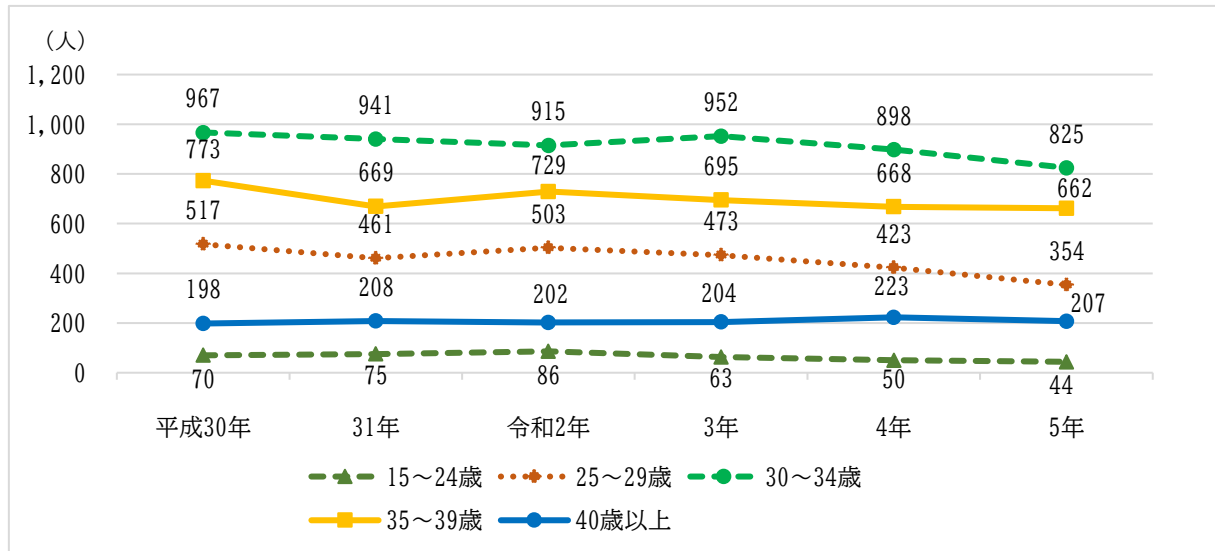


【出典：人口動態調査】

⑤ 区における母親の年齢別出産状況の推移

区における母親の年齢別出産状況をみると、30歳から34歳で子どもを産む女性が最も多く、35歳から39歳が2番目に多くなっています。

区の母親の年齢別出産状況の推移



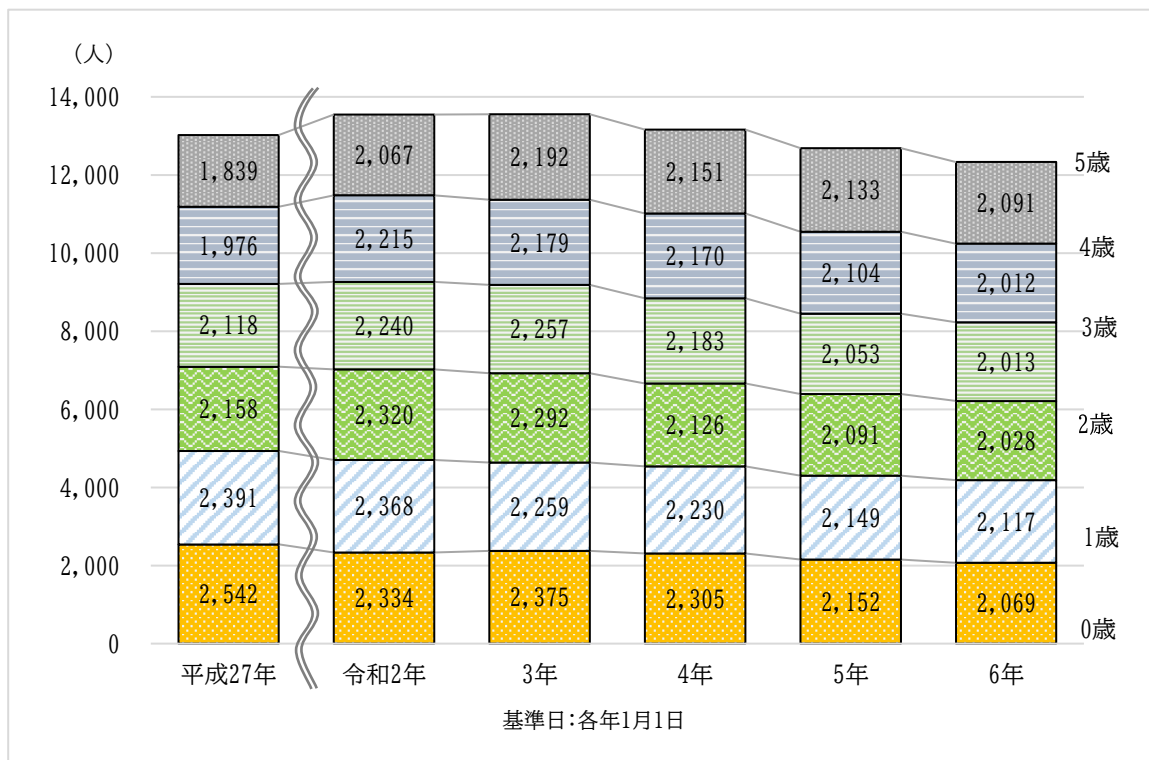
【出典：健康福祉部統計】

(3) 保育所、学童クラブの状況

① 区の未就学児の人口の推移

区における0歳児から5歳児までの人口は、平成27年から令和2年までの間に、約500人増加していますが、その後横ばいとなり、令和4年以降減少しています。

区の未就学児人口の推移

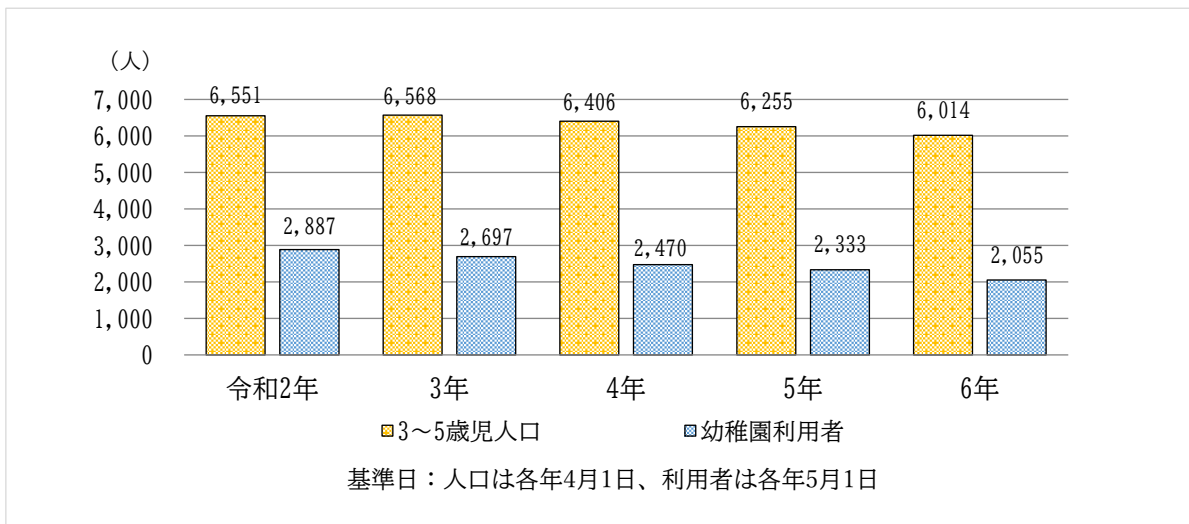


【出典：住民基本台帳】

② 幼稚園、保育施設の利用状況の推移

区の3歳児から5歳児人口は令和3年までほぼ横ばいで推移していましたが、令和4年以降減少傾向となっています。幼稚園利用者においても年々減少しています。

区内在住の幼稚園利用者の推移（区外利用も含む）

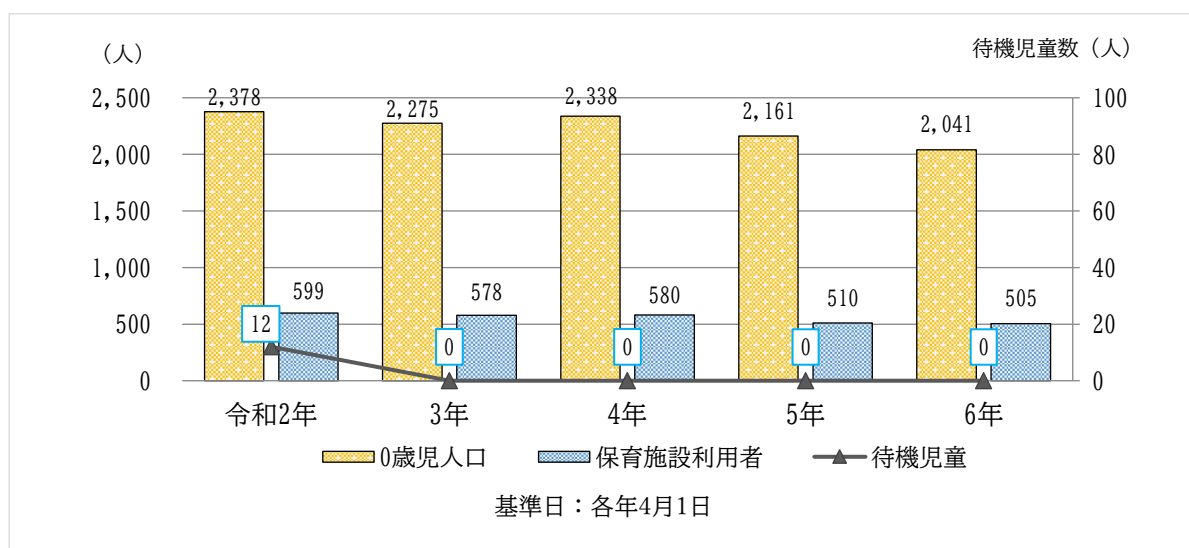


【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

区の0歳児人口と保育施設利用者は令和4年に増加となりましたが、近年はおおむね減少傾向にあります。令和3年以降の待機児童数はゼロとなっています。

0歳児の保育施設*の利用者の推移

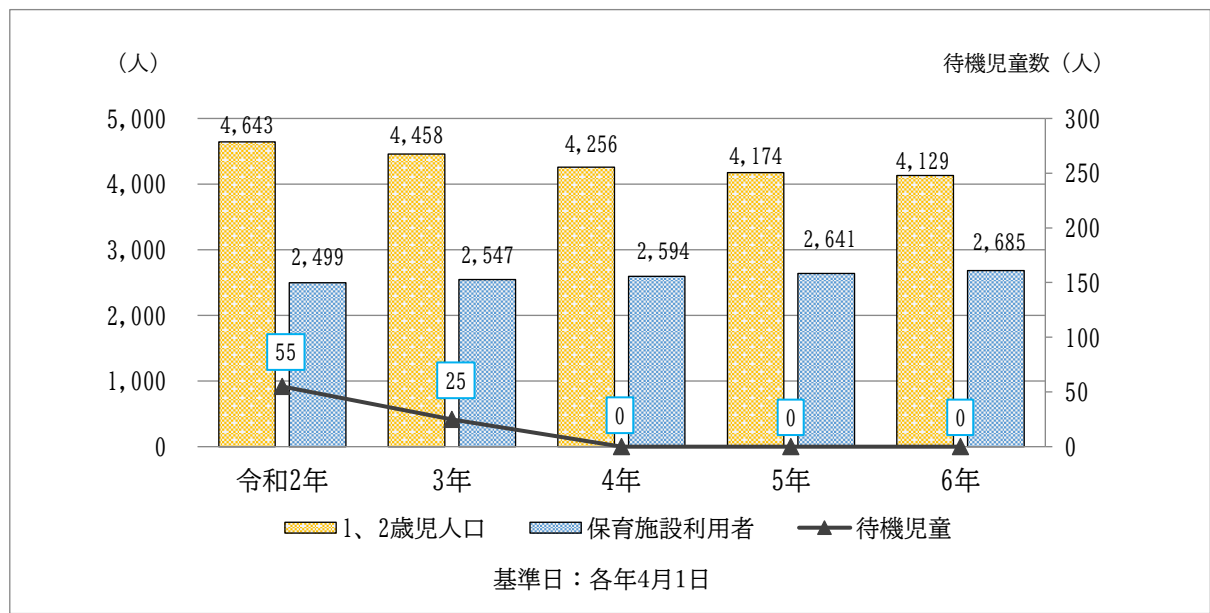
*保育施設には、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、企業主導型保育事業が含まれます。



【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

近年、区の1、2歳児人口は減少傾向にあります。保育施設利用者は増加傾向となっています。令和4年以降の待機児童数はゼロとなっています。

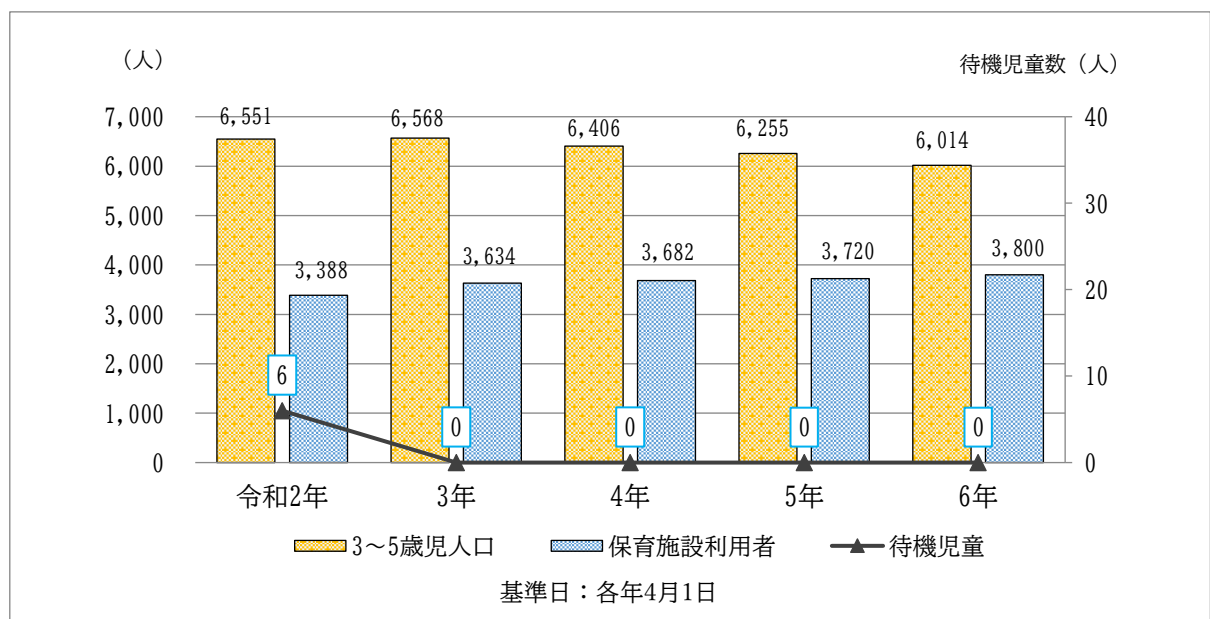
1、2歳児の保育施設*の利用者の推移



【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

区の3歳児から5歳児人口は令和4年以降減少傾向にあります。近年保育施設利用者は増加傾向となっています。令和3年以降の待機児童数はゼロとなっています。

3～5歳児の保育施設*の利用者の推移



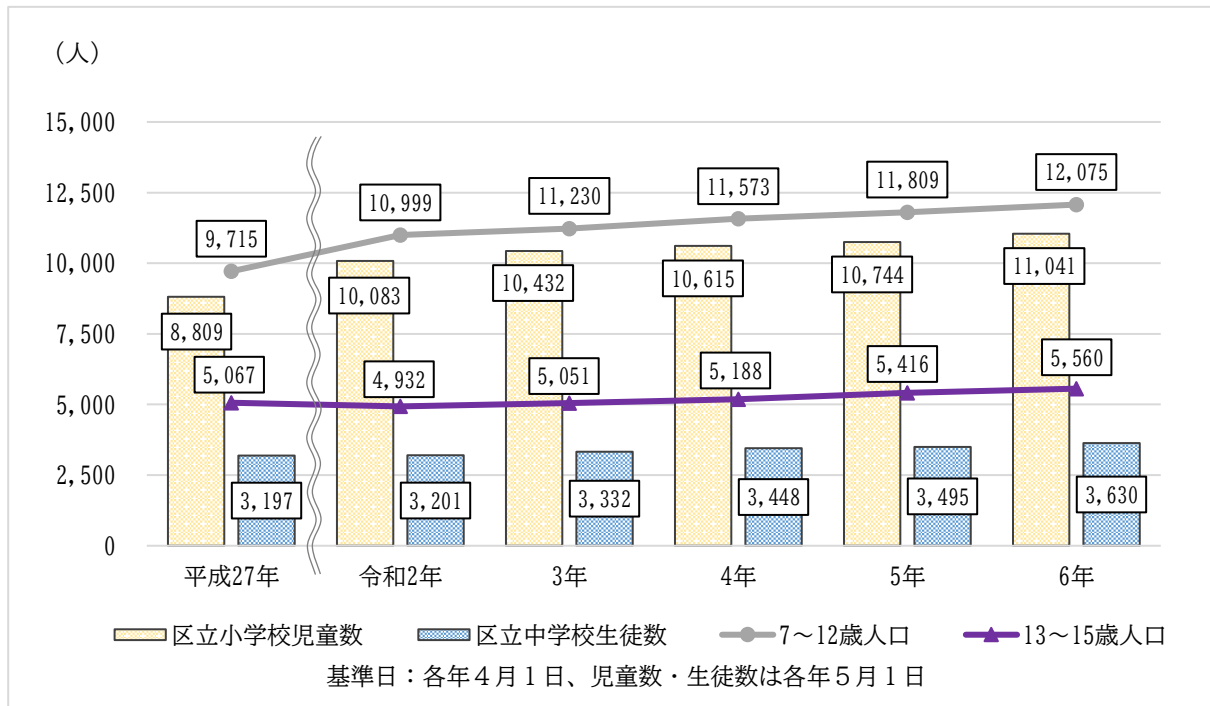
【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

③ 区の7歳から15歳までの人口と児童数・生徒数の推移

区の7歳から12歳までの人口は、増加を続けています。13歳から15歳までの人口は、ほぼ横ばいとなっていました。近年は増加傾向にあります。

区立小・中学校の児童数・生徒数ともに増加し続けています。

区の7歳から15歳までの人口と区立小・中学校の児童数・生徒数の推移

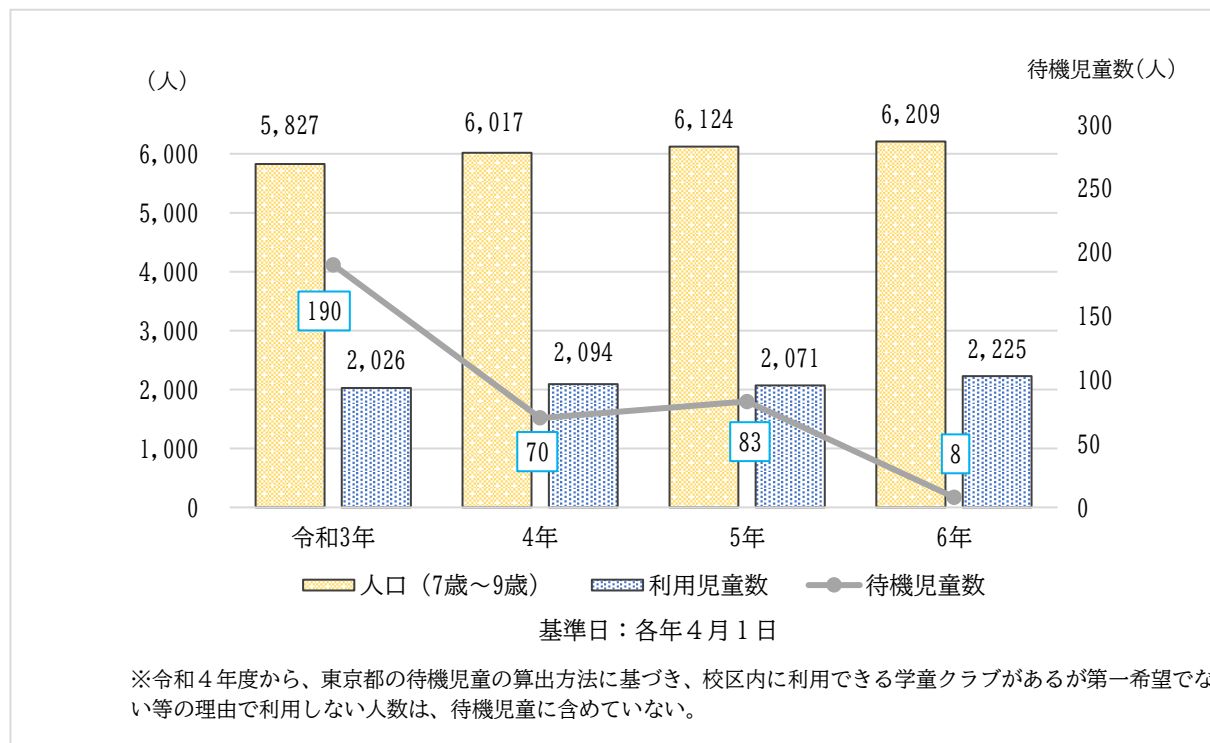


【出典：住民基本台帳及び教育委員会事務局統計】

④ 区の学童クラブの利用児童数と待機児童数の状況

区の7歳から9歳までの人口が増加しているとともに、学童クラブの利用児童数も増加傾向にあります。令和3年に190人だった待機児童数は、令和5年に83人まで減少し、令和6年には8人となりました。

区の学童クラブの利用児童数と待機児童数の推移

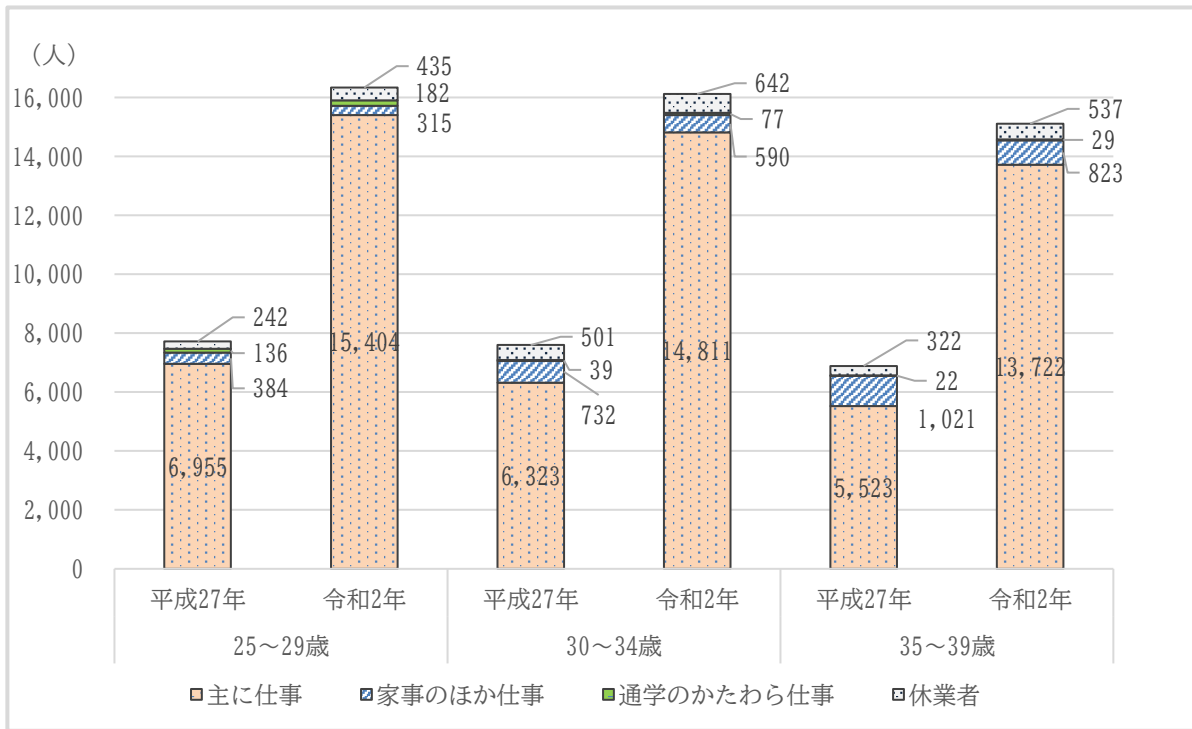


【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

⑤ 区における女性の就業状況

区における25歳から39歳までの女性の就業状況を5歳ごとの年代別にみると、主に仕事をしている女性の数が、令和2年は平成27年と比べていずれの年代も増加しています。

区における女性の就業状況

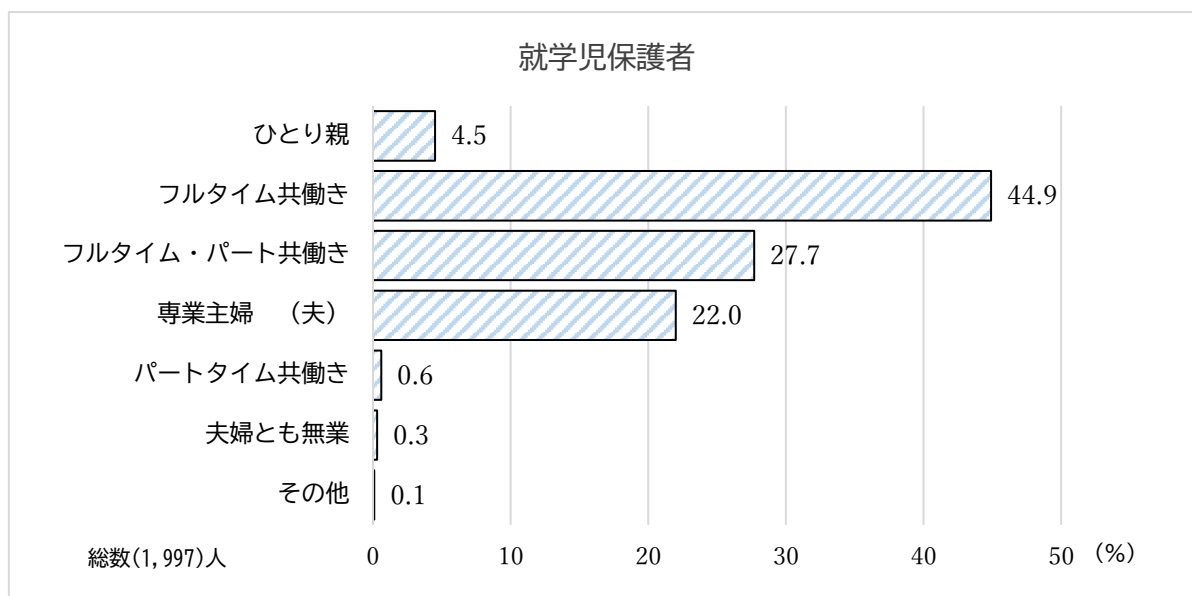
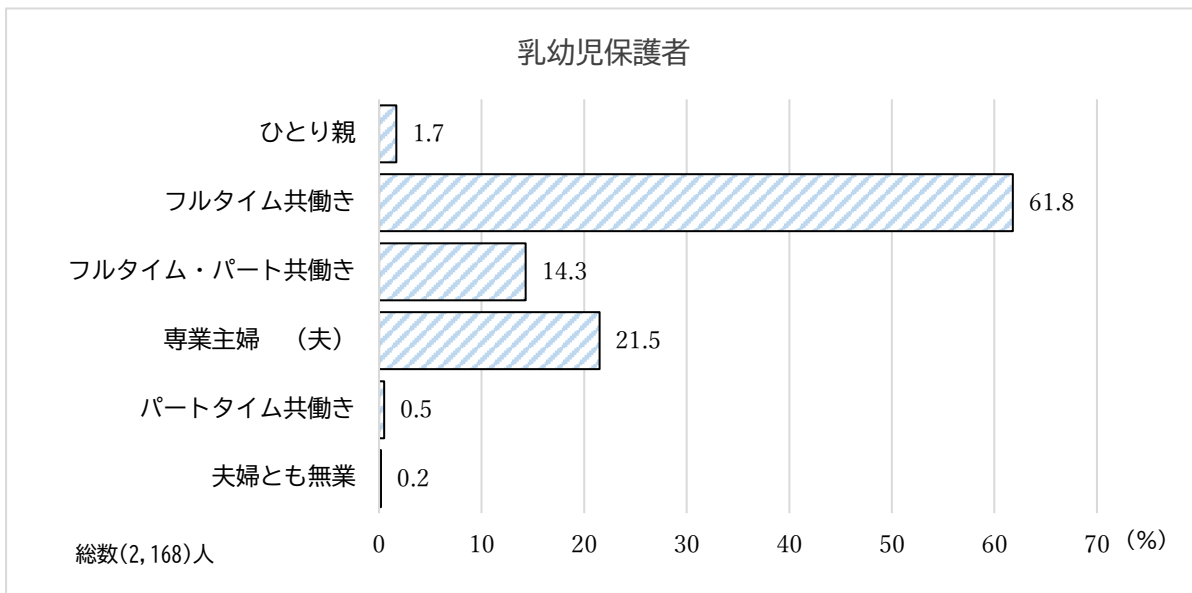


【出典：国勢調査】

⑥ 区における共働き世帯の割合

令和5年度に実施した「中野区子ども・子育てアンケート調査」によると、区の共働き世帯の割合は、乳幼児の保護者で76.6%、就学児の保護者で73.2%であり、ともに7割を超えています。

両親の就労形態からみた家庭類型

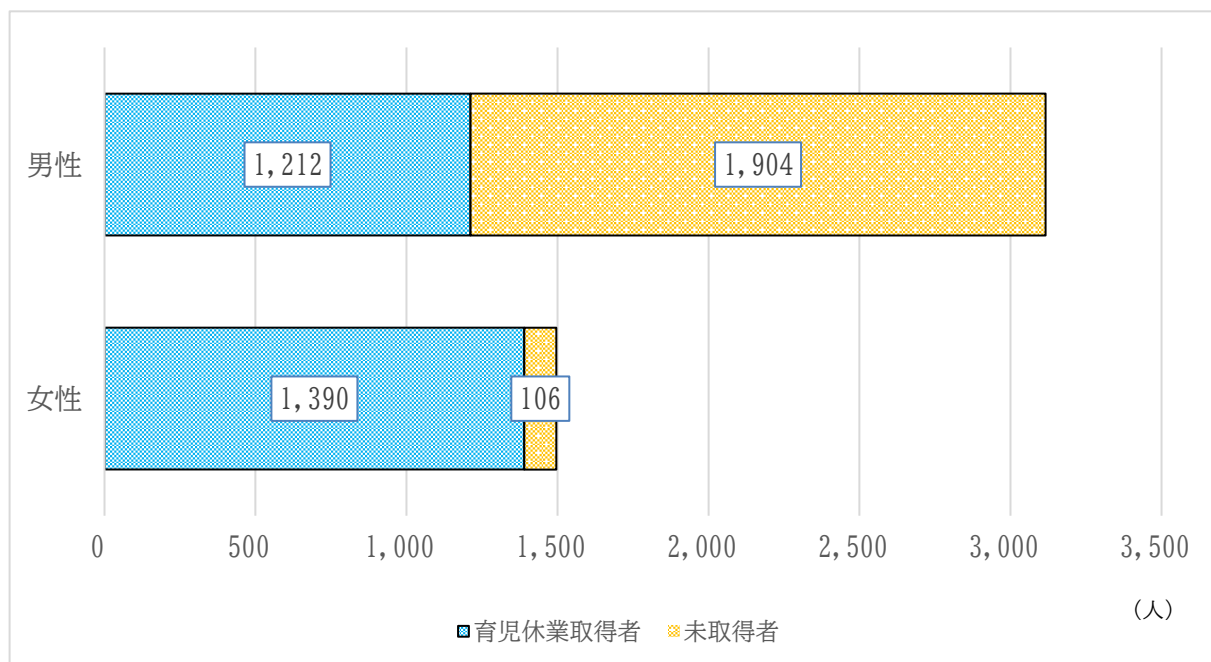


【出典：中野区子ども・子育てアンケート調査（令和5年度）】

⑦ 東京都における育児休業取得者の有無

東京都内全域の従業員規模30人以上の事業所及び当該事業所の従業員を対象に実施した、東京都の「企業における男女雇用管理に関する調査」によると、令和4年度に育児休業を取得した男性は1,212人(38.9%)、女性は1,390人(92.9%)でした。女性の育児休業取得率は高い水準で推移している一方、男性は近年上昇傾向にありますが、依然として低い水準となっています。

東京都における育児休業取得者の有無（令和4年度）



【出典：企業における男女雇用管理に関する調査】

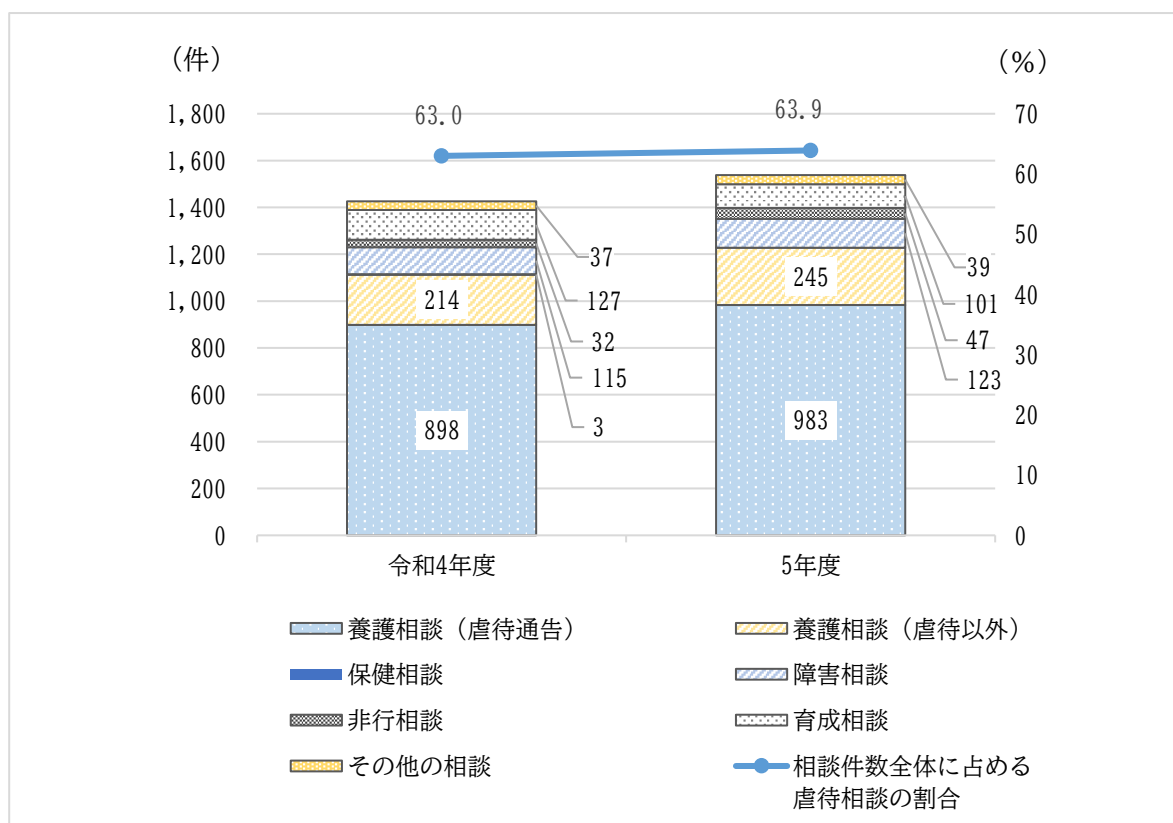
(4) 区における児童虐待の状況

① 中野区児童相談所における相談件数の推移

区では、中野区子ども・若者支援センターと、令和4年4月1日に開設された中野区児童相談所において、18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談に対し、必要な助言・指導など子育ての総合的な支援の実施や、児童虐待に対する対応をしています。

令和5年度に中野区児童相談所で受け付けた相談件数は1,500件を超え、相談件数のうち大きな割合を占めるのが児童虐待相談で、令和5年度は約64%となっています。

児童相談所相談件数の推移

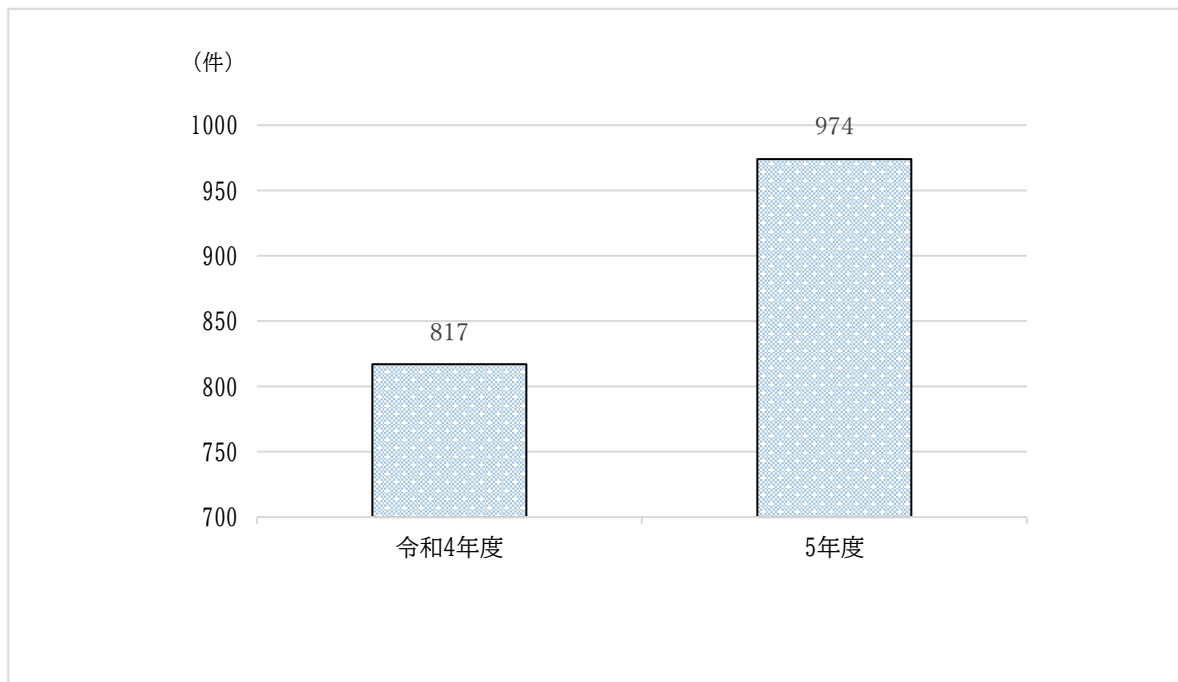


【出典：子ども教育部統計】

② 中野区児童相談所における虐待対応件数の推移

中野区児童相談所における虐待対応件数（新規・継続・指導の件数）は、令和4年度から令和5年度にかけて約150件増加しました。

児童相談所虐待対応件数の推移



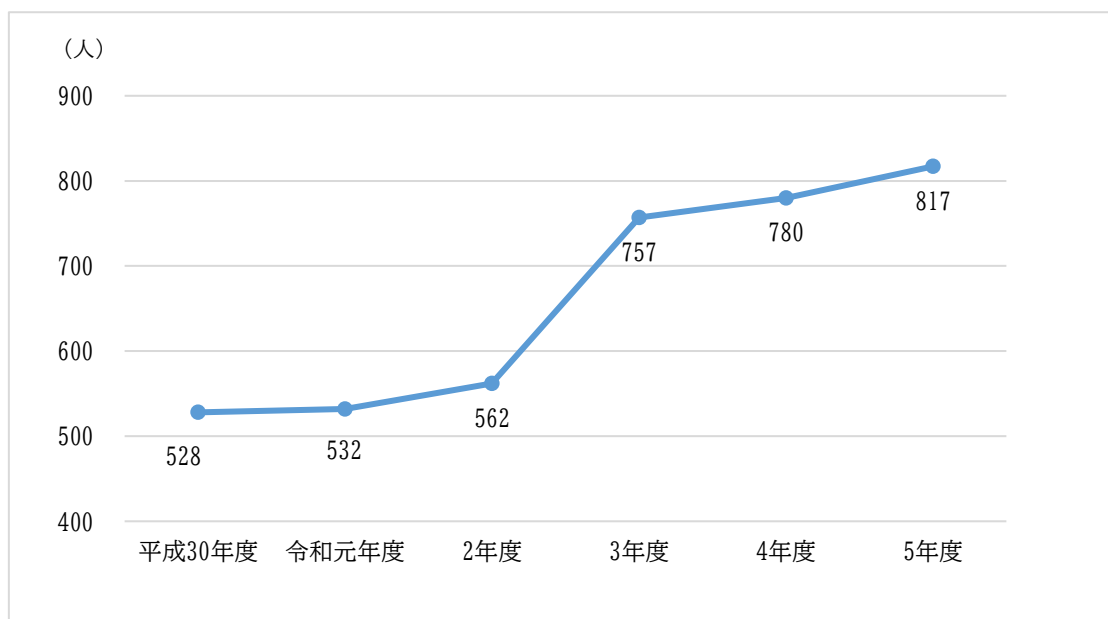
【出典：子ども教育部統計】

(5) 特別な支援を必要とする子どもの状況

① 区の未就学児発達支援対象者件数

未就学児のうち、発達に課題や障害があり、児童発達支援事業の対象となった子どもの数は年々増加しています。令和3年度は、区立施設において児童福祉法に基づく「保育所等訪問支援」を開始したこともあり、大幅に増加しました。その後、年々増加傾向となっています。

区の未就学児発達支援対象者数の推移

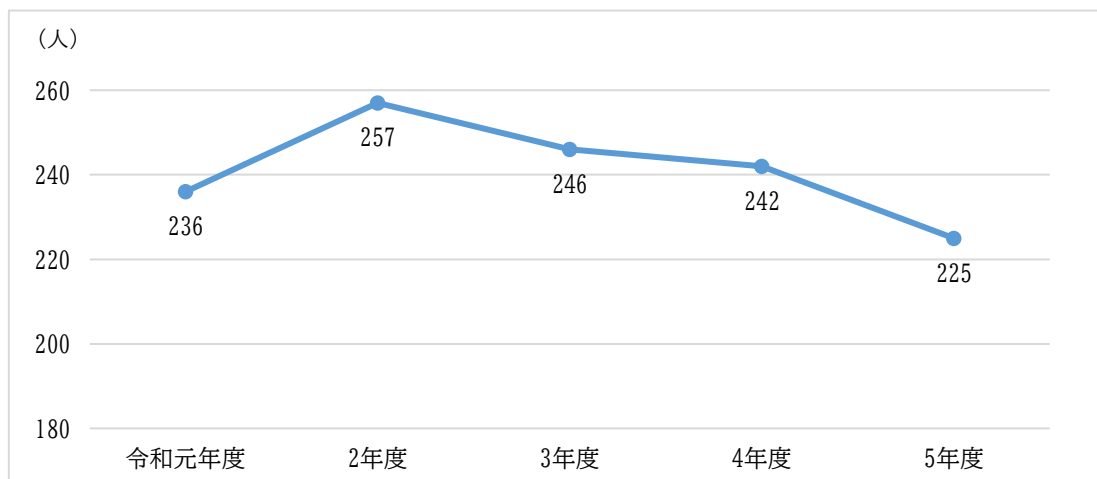


【出典：子ども教育部統計】

② 区内学童クラブにおける特別な支援を必要とする子どもの在籍数

区内学童クラブにおける特別な支援を必要とする子どもは、令和3年度以降減少しています。

区内学童クラブにおける特別な支援が必要な児童受入数の推移



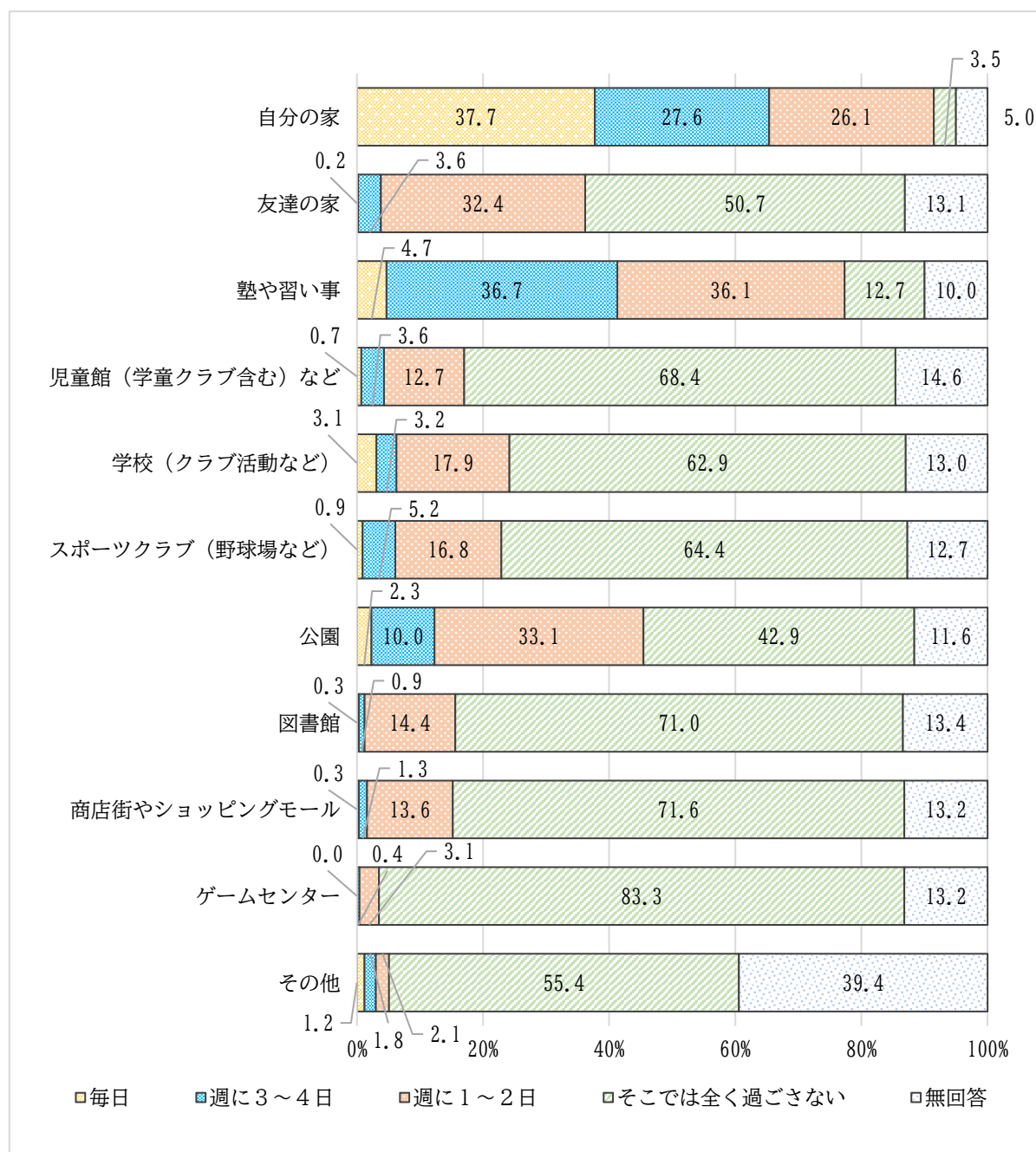
【出典：子ども教育部統計】

(6) 子どもが放課後に過ごす場所の状況

令和元年度に実施した「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」によると、小学生が平日の放課後に毎日過ごす場所は、自分の家が最も多く37.7%となっており、週に3日から4日過ごす場所は、塾や習い事が最も多く36.7%となっています。

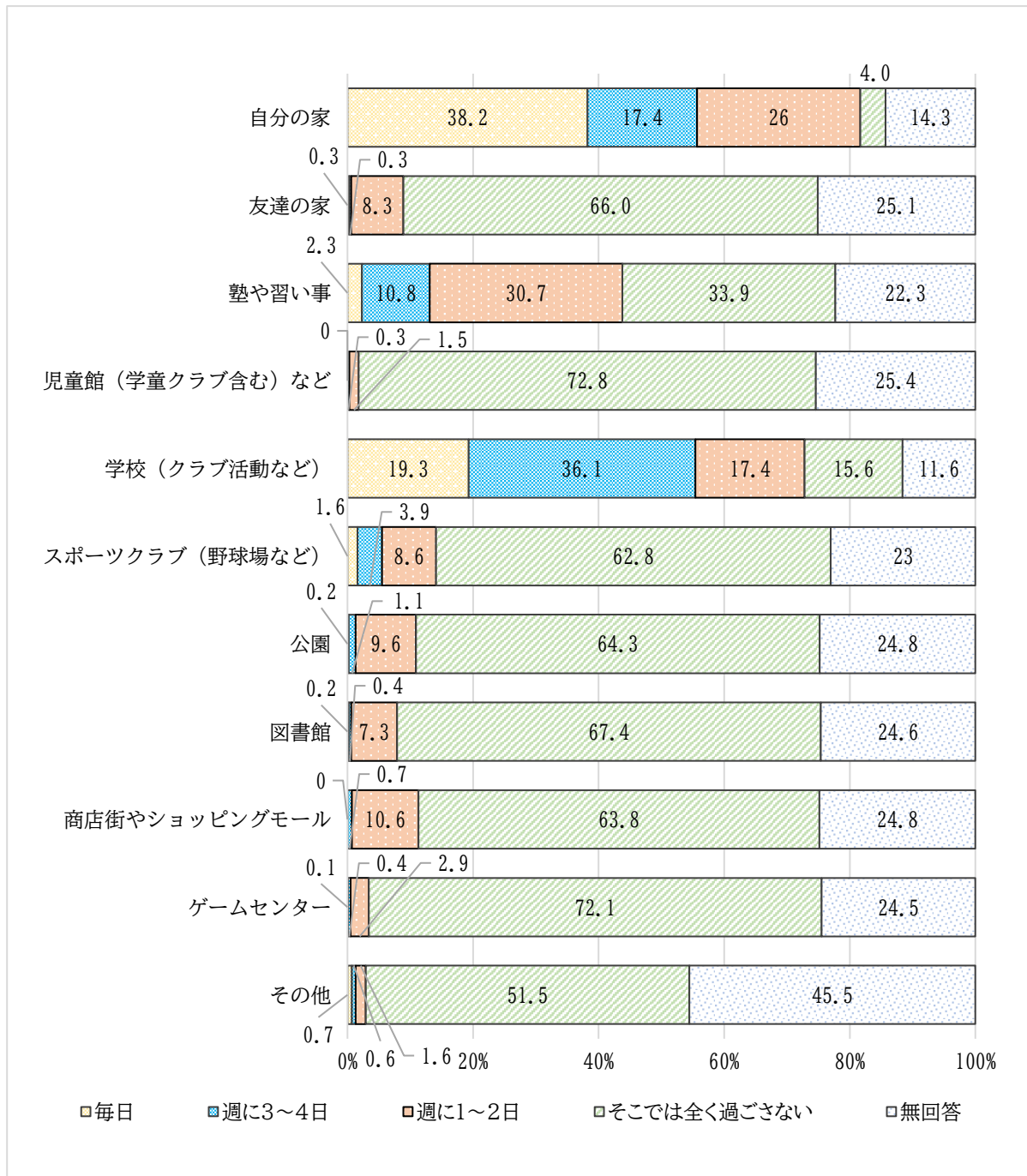
中学生についても、毎日過ごす場所は自分の家が最も多く38.2%で、週に3日から4日過ごす場所は、学校（クラブ活動など）で36.1%となっています。

平日の放課後に過ごす場所（小学生）



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】

平日の放課後に過ごす場所（中学生）



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】



第3節

需要見込みと確保方策

1 教育・保育施設の現状と利用状況

◆区内の幼稚園の数・定員

(令和6年4月1日現在)

| 施設区分 | 施設数(か所) | 定員(人) |
|-------|---------|-------|
| 私立幼稚園 | 18 | 3,317 |
| 区立幼稚園 | 2 | 160 |
| 合計 | 20 | 3,477 |

◆区内の保育施設の数・定員

(令和6年4月1日現在)

| 施設区分 | 施設数(か所) | 定員(人) |
|-----------|---------|-------|
| 認可保育所 | 93 | 7,403 |
| 区立 | 10 | 972 |
| 私立 | 83 | 6,431 |
| 地域型保育事業 | 17 | 177 |
| 家庭的保育事業 | 7 | 24 |
| 小規模保育事業 | 9 | 152 |
| 事業所内保育事業 | 0 | 0 |
| 居宅訪問型保育事業 | 1 | 1 |
| 認証保育所 | 7 | 212 |

◆区内の認定こども園の数・定員

(令和6年4月1日現在)

| 施設区分 | 施設数 (か所) | 定員(人) | |
|-------------|-------------|--------|--------|
| | | 幼稚園的利用 | 保育園的利用 |
| 幼保連携型認定こども園 | 3 | 114 | 295 |
| 幼稚園型認定こども園 | 1 | 165 | 66 |
| 保育所型認定こども園 | 1 | 9 | 100 |
| 合計 | 5 | 288 | 461 |

2 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業

1 子どものための教育・保育給付

◆施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 認可保育所

◆地域型保育給付

- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

3 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<新制度未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

4 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)【新規※4】

保育所等に通っていない子どもへの支援

2 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 子育て援助活動支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 子育て世帯訪問支援事業【新規※1】
- 児童育成支援拠点事業【新規※1】
- 親子関係形成支援事業【新規※1】
- 産後ケア事業【新規※2】
- 妊婦等包括相談支援事業【新規※3】
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規※4】

※1…令和4年児童福祉法の改正により新たに追加された事業です。

※2…令和6年子ども・子育て支援法の改正により新たに追加された事業です。

※3…令和6年児童福祉法の改正により新たに追加された事業です。

※4…令和6年子ども・子育て支援法の改正により新たに追加された事業ですが、経過措置期間があります。詳しくは、本計画P.60「(3)こども誰でも通園制度について」をご参照ください。

1 子どものための教育・保育給付

◆施設型給付

施設型給付は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」が対象になり、以下の給付構成が基本になります。

- (1) 満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付
- (2) 満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付

◆地域型保育給付

地域型保育給付は、区が認可を行う以下の地域型保育事業が対象となります。

- ・小規模保育事業…小規模な環境(定員6人以上19人以下)で保育を実施する事業
- ・家庭的保育事業…家庭的な雰囲気のもと、小規模(定員5人以下)で保育を実施する事業
- ・居宅訪問型保育事業…病気や障害などの理由から、保育所等で集団保育が難しい場合に保護者の自宅で1対1で保育を実施する事業
- ・事業所内保育事業…事業所内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業

2 地域子ども・子育て支援事業

区市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

3 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月に開始した幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度です。幼稚園(新制度未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等(※)において、特定教育・保育等を受けた場合に一定の利用料が給付されます。

給付を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業

4 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)

保育所等に通っていない子どもへの支援を強化する観点から、現行の「1 子どものための教育・保育給付」とは別に、令和8年度より新たに創設される予定です。

※4…詳しくは、本計画P.60「(3)こども誰でも通園制度について」をご参照ください。

【区域の設定】

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針により、区市町村は、量の見込みと確保方を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を勘案して、地域の実情に応じて、提供区域を定めることとされています。

中野区では区全域を1つの区域として、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供します。

3 需要見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育・保育

① 保育の必要性の認定区分

計画期間における幼児期の教育・保育の需要見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分ごとに定めます。

【保育の必要性の認定区分】

保育の必要性の認定区分は、子どもの保護者の申請を受けた区が客観的基準に基づき、以下の3つの区分で認定します。

| 区分 | | | 利用施設 |
|------|------|-----------------------|----------------------|
| 1号認定 | 3～5歳 | 幼稚園等での教育を希望 | 認定こども園、幼稚園 |
| 2号認定 | | 保育の必要性があり、保育所等での保育を希望 | 認定こども園、認可保育所 |
| 3号認定 | 0～2歳 | | 認定こども園、認可保育所、地域型保育事業 |

※ただし、3号認定は0歳と1～2歳に区分

② 確保方策の考え方

幼児期の教育・保育の需要に対する必要な定員の確保に向けて、地域ごとの需要に応じた私立認可保育所の整備、認可保育所等の柔軟な定員変更により、適正な定員を確保することで待機児童数ゼロを維持するとともに、施設の類型を変更する教育・保育施設を対象に必要な支援を行います。

③ 計画期間における新規確保方策(各年度4月1日時点の施設数)

| 年 度 | 令和6年度(実績) | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|---------|----------------------------|------|-------|------|-------|------|
| | 新規施設 | 施設合計 | 新規施設 | 施設合計 | 新規施設 | 施設合計 |
| 確保方策の内容 | 新規施設 | 施設合計 | 新規施設 | 施設合計 | 新規施設 | 施設合計 |
| 認定こども園 | 2施設 | 5施設 | - | 5施設 | - | 5施設 |
| 幼稚園 | - | 20施設 | ▲2施設 | 18施設 | ▲1施設 | 17施設 |
| 認可保育所 | 認定こども園化 ▲2施設 | 93施設 | - | 93施設 | - | 93施設 |
| 地域型保育事業 | 小規模 ▲3施設 家庭的 ▲1施設 | 17施設 | - | 17施設 | - | 17施設 |
| 認証保育所等 | - | 7施設 | - | 7施設 | - | 7施設 |

| 年 度 | 令和9年度 | | 令和10年度 | | 令和11年度 | |
|---------|-------|------|--------|------|--------|------|
| | 新規施設 | 施設合計 | 新規施設 | 施設合計 | 新規施設 | 施設合計 |
| 確保方策の内容 | 新規施設 | 施設合計 | 新規施設 | 施設合計 | 新規施設 | 施設合計 |
| 認定こども園 | - | 5施設 | - | 5施設 | - | 5施設 |
| 幼稚園 | - | 17施設 | - | 17施設 | - | 17施設 |
| 認可保育所 | - | 93施設 | - | 93施設 | - | 93施設 |
| 地域型保育事業 | - | 17施設 | - | 17施設 | - | 17施設 |
| 認証保育所等 | - | 7施設 | - | 7施設 | - | 7施設 |

④ 認定区分ごとの需要見込みと確保方策（各年度4月1日時点）

◆1号認定（満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用）

（単位：人）

| 年 度 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|--------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 需要見込み（a） | | 1,958 | 1,771 | 1,587 | 1,384 | 1,206 |
| 確保方策 | 認定こども園、幼稚園（新制度移行）※ | 1,038 | 1,038 | 1,038 | 1,038 | 1,038 |
| | 私立幼稚園（新制度未移行） | 2,497 | 2,287 | 2,287 | 2,287 | 2,287 |
| | 合計（b） | 3,535 | 3,325 | 3,325 | 3,325 | 3,325 |
| 過不足(b)－(a) | | 1,577 | 1,554 | 1,738 | 1,941 | 2,119 |

※幼稚園（新制度移行）…区立幼稚園2園、私立幼稚園4園

◆2号認定（満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用）

（単位：人）

| 年 度 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 需要見込み（a） | | 3,956 | 3,989 | 4,003 | 3,933 | 3,887 |
| 確保方策 | 認定こども園 認可保育所 | 4,599 | 4,599 | 4,599 | 4,599 | 4,599 |
| | 認証保育所等（認可外保育施設） | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 |
| | 合計（b） | 4,651 | 4,651 | 4,651 | 4,651 | 4,651 |
| 過不足(b)－(a) | | 695 | 662 | 648 | 718 | 764 |

◆3号認定（満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用）

【0歳児】

（単位：人）

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
|--------------|---------------------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 需要見込み（a） | 524 | 513 | 495 | 475 | 463 | |
| 確保 方 策 | 認定こども園 認可保育所 | 658 | 658 | 658 | 658 | 658 |
| | 地域型保育事業 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 認証保育所等（認 可外保育施設） | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| | 合計（b） | 742 | 742 | 742 | 742 | 742 |
| 過不足(b)－（a） | 218 | 229 | 247 | 267 | 279 | |

【1歳児】

（単位：人）

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
|--------------|---------------------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 需要見込み（a） | 1,364 | 1,350 | 1,356 | 1,347 | 1,331 | |
| 確保 方 策 | 認定こども園 認可保育所 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 |
| | 地域型保育事業 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| | 認証保育所等（認 可外保育施設） | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| | 合計（b） | 1,364 | 1,364 | 1,364 | 1,364 | 1,364 |
| 過不足(b)－（a） | 0 | 14 | 8 | 17 | 33 | |

【2歳児】

(単位：人)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
|--------------|---------------------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 需要見込み (a) | 1,413 | 1,360 | 1,343 | 1,354 | 1,351 | |
| 確保 方 策 | 認定こども園 認可保育所 | 1,357 | 1,357 | 1,357 | 1,357 | 1,357 |
| | 地域型保育事業 | 73 | 73 | 73 | 73 | 73 |
| | 認証保育所等(認 可外保育施設) | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| | 合計 (b) | 1,495 | 1,495 | 1,495 | 1,495 | 1,495 |
| 過不足(b)－(a) | 82 | 135 | 152 | 141 | 144 | |

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業 <子育て支援課、育成活動推進課、子ども・若者相談課、すこやか福祉センター>

【事業概要】

子ども及びその保護者の身近な場所で、幼稚園、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

すこやか福祉センターでは、子育ての相談・助言を行うとともに、地域の子育て支援事業の情報提供を行うなど、子育て家庭が状況に応じて必要なサービスを利用できるよう支援を行っています。また、保健師や助産師などが妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談を行い、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、支援プランを作成して母子保健サービスにつなげています。

区役所の子ども総合窓口では、保育所等の入園相談など各種手続に合わせて子育て支援に係る情報提供を行うなど、子育て家庭のニーズに応じたサービスへつなげています。

令和7年度より、「中野区児童館運営・整備推進計画」（令和6年3月策定）に基づき、中学校区に1館配置する基幹型児童館で、当該事業を開始します。身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うことにより、ソーシャルワーク機能を効果的・効率的に実施します。また、児童館エリア内の地域住民や組織、学校等と連携を図るとともに、地域子ども施設の巡回・支援を通じて子どもと子育て家庭の支援を強化します。

子ども・若者支援センターでは、子どもと子育て家庭に対し、「どこに相談したら良いのかわからない」時などに相談助言等を行い、必要に応じて関係機関に連絡調整を行い、必要なサービスへつなげています。

【需要見込みと確保方策】

子育て家庭の身近な地域で実施するため、基本型として地域の子育て・子育ての拠点である児童館9か所及び子ども・若者支援センター、基本型/こども家庭センター型として妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行うすこやか福祉センター4か所、特定型として区役所の子ども総合窓口で利用者支援事業を実施します。

なお、中学校区に1か所配置されている児童館9か所については、全ての子育て世帯や子どもが、より身近に相談することのできる地域子育て相談機関として位置付けます。

(単位:箇所)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 需要見込み | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 確保方策 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 基本型 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 基本型 こども家庭 センター型 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 特定型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(単位:箇所)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 確保方策 (地域子育て相談機関) | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |

② 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） <育成活動推進課>

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育てひろばは、「中野区子育てひろば事業実施要綱」に基づき、地域団体や社会福祉法人等への委託により開設しているほか、児童館等でも実施しています。

【需要見込みと確保方策】

将来人口推計や0歳～2歳児の在宅率を踏まえ、需要見込みを算出しています。

乳幼児親子が利用しやすい身近な場所に展開するため、すこやか福祉センターのほか、児童館や保育所との併設などにより実施していきます。

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 需要見込み(人日) | 192,041 | 178,695 | 166,191 | 154,203 | 143,783 |
| 確保方策(箇所) | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |

③ 妊婦健康診査 <子育て支援課>

【事業概要】

妊婦の健康保持・増進及び経済的負担を軽減する事業です。妊婦に必要な健康診査を医療機関への委託により実施しており、妊娠届の提出の際に母子健康手帳とともに妊婦健康診査（14回分）、妊婦超音波検査（4回分）、子宮頸がん検診（1回分）の受診票を交付し、歯科健診（1回分）のご案内をしています。

妊婦健康診査については、都外の医療機関等で里帰り出産をした場合は、償還払いを実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき妊娠届出者数を算出しています。将来人口推計における人口の伸び率及び事業実績における伸び率を勘案して需要を見込み、委託医療機関等による検診を実施します。

| 年 度 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|----------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 需 要 見 込 み | 妊娠届出者数 (人) | 2,496 | 2,453 | 2,411 | 2,369 | 2,328 |
| | 健康診査等回数 (件) | 40,077 | 39,548 | 39,026 | 38,511 | 38,003 |
| 確 保 方 策 | | 妊婦健康診査等受診票による受診 受診後の償還払い(都外医療機関利用等) 妊婦健康診査14回、超音波検査4回、子宮頸がん検診1回 | | | | |

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） <地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、養育環境の把握や子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、個別のプランを作成しています。

区から委託を受けた訪問指導員やすこやか福祉センター職員が訪問し、家庭の状況、様々な不安や悩み、健康状態等を把握するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、訪問において継続的な支援の必要性が認められた場合は、すこやか福祉センター等の専門職員が専門的なフォローアップを実施し、相談や助言、伴走型支援を行い、必要に応じて適切な子育て支援サービスにつなげています。

【需要見込みと確保方策】

将来人口推計における0歳児の人口を需要見込みとしています。訪問指導員やすこやか福祉センター職員における全戸訪問を実施します。

(単位:人)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|---|-------|-------|--------|--------|
| 需要見込み | 1,979 | 1,935 | 1,863 | 1,785 | 1,737 |
| 確保方策 | ①実施体制 区職員、訪問指導員(看護師、助産師、保健師) ②実施機関 各すこやか福祉センター | | | | |

- ⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） <子ども・若者相談課、地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

(1) 養育支援訪問事業 <地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する事業です。乳児家庭全戸訪問事業等で特に養育支援の必要が認められる家庭について、すこやか福祉センターの保健師による訪問相談を行います。

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 <子ども・若者相談課>

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う事業です。虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、「中野区要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を検討・実施しています。

【需要見込みと確保方策】

(1) 養育支援訪問事業 <地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

これまでの事業実績及び将来人口推計における0歳児の人口を踏まえ、需要見込みを算出しています。すこやか福祉センターにおける乳児家庭全戸訪問事業や、関係機関との連携を通して、支援を必要とする家庭を漏れなく把握し、必要な家庭に対しすこやか福祉センターの保健師等による訪問支援を行います。

(単位:人日)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|---|-------|-------|--------|--------|
| 需要見込み | 288 | 282 | 271 | 260 | 252 |
| 確保方策 | ① 養育支援が必要な家庭の把握 乳児家庭全戸訪問事業、関係機関との連携 ② 訪問相談 保健師等の訪問による助言、経過観察 | | | | |

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 <子ども・若者相談課>

要保護児童サポート会議及び個別ケース検討会議等を開催し、きめ細かな要保護児童対策を推進します。特に虐待ケースについての進行管理を行い、適切な支援につなげます。

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|---|-------|-------|--------|--------|
| 実施体制 | 代表者会議・・・原則年1回開催 要保護児童サポート会議・・・必要に応じて随時開催 個別ケース検討会議・・・必要に応じて随時開催 実務者研修の実施 | | | | |

⑥ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業） <子ども・若者相談課>

【事業概要】

保護者が、入院や出張・親族の看護、育児不安や育児疲れなどにより一時的に子どもの養育ができない場合、または子どもが自ら希望した場合に、児童福祉施設等において宿泊を伴う養育を行う事業です。

区が委託した乳児院（0歳以上3歳未満）と母子生活支援施設（3歳から中学校3年生まで）の2施設で実施しています。また、区が認定したショートステイ協力家庭の居宅（3歳から18歳未満）において、宿泊を伴う養育を行う事業を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

令和7年度以降、新たに事業者を誘致し、事業実施場所を1か所拡充する予定です。需要見込みについては、第3期の計画策定のためのニーズ調査（令和5年度実施）の利用意向状況及びこれまでの事業実績に基づくとともに、実施場所や利用要件の拡充及び手続の簡素化による潜在的なニーズを勘案して算出しています。子どもショートステイ事業を希望する全ての家庭が利用できるよう、確保方策を設定しています。

（単位：人日）

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 需要見込み | 1,364 | 2,179 | 2,658 | 3,075 | 3,075 |
| 確保方策 | 2,992 | 3,722 | 3,722 | 3,722 | 3,722 |

⑦ 幼稚園における一時預かり事業（幼稚園における延長保育事業） <保育園・幼稚園課>

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中において幼稚園の在園児を対象に一時的に預かる事業です。

幼稚園型一時預かり事業を区内9園で実施しているほか、私立幼稚園13園で預かり保育を実施しています。また、私立幼稚園への補助を行い、預かり保育を推進しています。

【需要見込みと確保方策】

第3期の計画策定のためのニーズ調査（令和5年度実施）の利用意向率から需要見込みを算出しています。一時預かり事業を希望する全ての幼稚園家庭が利用できるよう、確保方策は需要見込み数としています。

（単位：人日）

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 需要見込み | 90,972 | 88,603 | 85,988 | 81,789 | 78,343 |
| 確保方策 | 90,972 | 88,603 | 85,988 | 81,789 | 78,343 |

- ⑧ 一時預かり事業（一時保育、短期特例保育）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業） <子育て支援課、子ども・若者相談課>

【事業概要】

- (1) 一時保育、短期特例保育 <子育て支援課>

小学校就学前までの乳幼児を養育している保護者が、仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や休養などの場合に、保護者に代わって日中の保育を保育施設等において行う事業です。

一時保育専用室がある保育施設等において実施しているほか、区立保育園では、定員に空きがある場合にも一時保育を実施しています。

- (2) トワイライトステイ事業 <子ども・若者相談課>

保護者が仕事、病気などの理由により夜間の時間帯において、3歳から小学校6年生までの子どもの養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設で預かる事業です。母子生活支援施設で実施しています。

- (3) ファミリー・サポート事業 <子育て支援課>

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をしたい方（協力会員）が会員になり、仕事や急な用事等で、保育施設、幼稚園、学童クラブ等への送迎などの子どもの世話ができない時に、会員同士が助け合いながら子育てをする相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業です。

区では、中野区社会福祉協議会に委託して実施しています。

【需要見込みと確保方策】

第3期の計画策定のためのニーズ調査（令和5年度実施）の利用意向率から需要見込みを算出しています。

一時保育の確保方策は、私立保育園のうち、定員や保育室に余裕のある園に対し、環境整備や事業経費の補助やその他の支援を行うことで、実施園を数か所拡充する予定であり、保育施設等の延べ定員数としています。トワイライトステイ事業の確保方策は、母子生活支援施設等の延べ定員数、ファミリー・サポート事業の確保方策はこれまでの実績をもとに算出していますが、より多くの方に会員になってもらえるような取組にも力を入れていきます。

(1) 一時保育、ファミリー・サポート（未就学児）、トワイライトステイ事業

(単位：人日)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 需要見込み | 25,316 | 23,597 | 22,562 | 22,403 | 21,954 |
| 確保方策 | 25,710 | 26,085 | 26,085 | 26,085 | 26,085 |
| 一時保育 | 21,453 | 21,828 | 21,828 | 21,828 | 21,828 |
| ファミリー・サポート事業（未就学児） | 3,964 | 3,964 | 3,964 | 3,964 | 3,964 |
| トワイライトステイ事業 | 293 | 293 | 293 | 293 | 293 |

(2) ファミリー・サポート（就学児童）

(単位：人日)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 需要見込み | 878 | 878 | 878 | 878 | 878 |
| 確保方策 | 878 | 878 | 878 | 878 | 878 |

⑨ 延長保育事業 <保育園・幼稚園課>

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育施設で保育を実施する事業です。

認可保育所全園で実施しているほか、認定こども園や小規模保育事業所等で実施しています。認証保育所は全園で13時間保育を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

将来人口推計やこれまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。延長保育を希望する家庭が全て受け入れられるよう、確保方策数を設定しています。

(単位：人日)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 需要見込み | 1,065 | 1,028 | 995 | 954 | 918 |
| 確保方策 | 2,849 | 2,849 | 2,849 | 2,849 | 2,849 |

⑩ 病児・病後児保育事業 <子育て支援課>

【事業概要】

病児（回復期に至っていない）、病後児（回復期にある）を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する事業です。

病児保育事業は病院1か所で実施しており、満1歳の子どもから利用できます。

病後児保育事業は保育施設及び乳児院の2か所で実施しており、生後6か月の子どもから利用できます。

さらに、生後6か月から小学校6年生までの子どもについて、ファミリー・サポート事業において病児対応（特別援助活動）を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

地域偏在を解消するため、令和7年度以降、中部・南部地域に病児保育施設を1か所拡充する予定です。また、利用状況を鑑みつつ計画期間内でさらなる病児・病後児保育施設の拡充を図るかどうかについて検討していきます。需要見込みについては、これまでの事業実績に基づくとともに、事業拡充や手続の簡素化に伴う利便性の向上による潜在的なニーズを勘案して算出しています。病児・病後児保育の確保方策は実施施設（予定含む）の定員数から、ファミリー・サポート事業の確保方策はこれまでの実績をもとに算出しています。

（単位：人日）

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 需 要 見 込 み | 3,527 | 3,523 | 3,525 | 3,497 | 3,485 |
| 確 保 方 策 | 3,886 | 4,258 | 4,258 | 4,258 | 4,258 |
| 病児・病後児保育 | 3,742 | 4,114 | 4,114 | 4,114 | 4,114 |
| ファミリー・サポート事業（病児対応） | 144 | 144 | 144 | 144 | 144 |

⑪ - 1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） <育成活動推進課>

【事業概要】

保護者の就労等で放課後に適切な保護を受けられない児童が安全・安心に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じてすこやかに成長できるよう支援する事業です。小学校4年生から6年生は特別な支援が必要な児童を受け入れています。キッズ・プラザや放課後子ども教室推進事業において、全ての小学生を対象に受け入れています。

【需要見込みと確保方策】

将来人口推計や現在の需要数を踏まえ、需要見込みを算出しています。小学校の改築等に合わせて学校内にキッズ・プラザ併設学童クラブの整備を進めます。キッズ・プラザ併設学童クラブを整備済みの小学校区については、児童館内学童クラブを縮小・廃止していくことが原則ですが、待機児童の発生が予測される場合は、児童館内学童クラブの運営を暫定的に継続します。

また、中長期的に待機児童の発生が見込まれる場合は、特色ある民間学童クラブの新規開設や暫定的な定員拡充を行うなど、必要な面積及び人員、環境等を確保します。

(単位：人)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 需 要 見 込 み | 2,432 | 2,401 | 2,354 | 2,269 | 2,225 |
| 低 学 年 | 2,414 | 2,383 | 2,336 | 2,251 | 2,207 |
| 高 学 年 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| うち、障害者等により特に保育の必要性が高い児童 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 確 保 方 策 | 2,520 | 2,520 | 2,567 | 2,596 | 2,604 |
| 学 童 ク ラ ブ 開 設 数 推 移 (箇 所) | 1 | ▲1 | 0 | 1 | 0 |

※令和7年度 南台小学校内新設
 令和8年度末 中野本郷学童クラブ(宮の台児童館内)廃止
 令和9年度 中野本郷小学校内新設
 かみさぎ学童クラブ(かみさぎ児童館内)廃止
 令和10年度 上鷲宮小学校内新設、平和の森小学校内新設
 平和の森学童クラブ(野方児童館内)廃止
 令和11年度 北原小学校内新設、
 北原学童クラブ(北原児童館内)廃止

⑪ - 2 キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業 <育成活動推進課>

【事業概要】

全ての児童の放課後の居場所を確保するために、小学生がのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全・安心な遊び場」として小学校内でキッズ・プラザ事業を実施しています。

また、放課後や学校の休業日に小学校などを活用した放課後子ども教室推進事業を区民団体への委託により実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。キッズ・プラザについては、学校施設の改築に合わせ、全ての小学校へ設置するため、未設置校への整備を進めていきます。放課後子ども教室推進事業についても地域の子育て支援関係団体等へ幅広く周知を行うなど、実施箇所を増やすとともに、内容の充実を図っていきます。また、放課後の居場所・過ごし方パンフレットや放課後子ども教室パンフレットを学校や地域に配布するなど制度周知に努めていきます。

キッズ・プラザ事業

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 需要見込み(人日) | 400,764 | 400,764 | 458,016 | 486,642 | 515,268 |
| 確保方策(箇所) | 14 | 14 | 15 | 17 | 18 |

※令和7年度 南台小学校内新設
 令和9年度 中野本郷小学校内新設
 令和10年度 上鷲宮小学校内新設、平和の森小学校内新設
 令和11年度 北原小学校内新設

放課後子ども教室推進事業

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 需要見込み(人日) | 13,924 | 14,379 | 14,091 | 14,394 | 14,688 |
| 確保方策(か所) | 19 | 20 | 20 | 21 | 22 |

⑫ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 <保育園・幼稚園課>

【事業概要】

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、施設等への巡回支援を行い、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

新規参入事業者に対する、事業実施に関する継続的な相談・助言等の支援や地域型保育事業の連携施設のあっせん等を実施します。

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|-------------------------------------|-------|-------|--------|--------|
| 実施体制 | ① 巡回支援(保育士、看護師、栄養士) ② 会計処理に対する指導 | | | | |

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 <保育園・幼稚園課>

【事業概要】

支給認定保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育施設に対して保護者が支払うべき費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図る事業です。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。新制度に移行していない幼稚園に通う子どもの副食費（おかず、おやつ代など）について、保護者の世帯所得の状況等により助成を行います。

(単位：人)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|---|-------|-------|--------|--------|
| 需要見込み | 176 | 165 | 154 | 144 | 135 |
| 確保方策 | ① 助成対象 新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯の子ども及び第3子以降の子ども ② 助成対象経費 副食費相当額 | | | | |

⑭ 子育て世帯訪問支援事業 <子ども・若者相談課、地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する事業です。養育支援の必要が認められる家庭について、養育支援ヘルパー派遣事業及び産前家事支援事業を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。養育支援ヘルパー派遣事業及び産前家事支援事業を希望する全ての家庭が利用できるよう確保方策数を設定しています。

(単位：人回)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 需 要 見 込 み | 1,380 | 1,777 | 2,173 | 2,570 | 2,968 |
| 養育支援ヘルパー派遣事業 | 1,200 | 1,600 | 2,000 | 2,400 | 2,800 |
| 産前家事支援事業 | 180 | 177 | 173 | 170 | 168 |
| 確 保 方 策 | 2,604 | 2,600 | 2,889 | 2,884 | 3,173 |
| 養育支援ヘルパー派遣事業 | 2,344 | 2,344 | 2,637 | 2,637 | 2,930 |
| 産前家事支援事業 | 260 | 256 | 252 | 247 | 243 |

⑮ 児童育成支援拠点事業 <子ども・若者相談課>

【事業概要】

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所がない児童等が安心して過ごせる環境を整備し、生活習慣や学習のサポート、相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の状況に応じた支援を包括的に実施する事業です。

【需要見込みと確保方策】

既に区で同類の様々な事業を実施していますが、包括的な実施の必要性等について、今後、国及び他自治体の状況を注視し検討します。

⑩ 親子関係形成支援事業 <児童福祉課、地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

子どもとの関わりや子育ての悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対してグループワークやペアレント・トレーニングを実施するとともに、保護者同士が相互の悩みを共有、情報交換できる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【需要見込みと確保方策】

児童相談所及びこども家庭センター（すこやか福祉センター）が関わる保護者のうち、子どもとの関わり方についてのペアレント・トレーニング等への継続参加が可能である方を対象とします。実施にあたっては、職員スキルの醸成が必要です。児童相談所とこども家庭センター（すこやか福祉センター）の心理職等の専門職が連携して段階的に実施し、地域での展開をめざします。計画期間中は実施可能数＝需要数と見込み、利用の動向、効果等を把握します。

（単位：家庭）

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 需要見込み | 20 | 20 | 20 | 40 | 40 |
| 確保方策 | 20 | 20 | 20 | 40 | 40 |

⑰ 産後ケア事業 <地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

産婦及び乳児を対象に、心身ケア、育児支援、その他必要な支援を行う事業を民間事業者（助産院・病院・クリニック等）に委託し、事業を実施しています。ショートステイ、デイケア、アウトリーチの3事業の合計で上限の範囲であれば、ニーズに応じて事業を利用することが可能です。また、早産等の産婦には利用期間の延長、多胎児を持つ産婦には利用時間・日数の拡充などを行っています。

(1) ショートステイ（宿泊型）

出産後満5か月になる前日までの産婦と乳児を対象とし、助産院等において宿泊をしながら産婦の心身のケア及び育児指導等を実施しています。

(2) デイケア（通所型）

出産後満7か月になる前日までの産婦と乳児を対象とし、助産院等への日帰り利用により、上記のショートステイと同様の支援を行っています。

(3) アウトリーチ（訪問型）

出産後満1歳になる前日までの産婦と乳児を対象に、助産師が自宅を訪問して産婦への心身のケア及び乳児の育児指導等を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき、伸び率を勘案して需要を見込み、民間委託事業者（助産所・病院・クリニック等）により事業を実施します。

(単位：人日)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 需 要 見 込 み | 10,533 | 12,305 | 14,549 | 17,426 | 21,154 |
| 確 保 方 策 | 12,085 | 14,101 | 16,637 | 19,866 | 24,016 |
| ショートステイ （ 宿 泊 ） | 4,745 | 4,935 | 5,132 | 5,337 | 5,551 |
| デ イ ケ ア （ 日 帰 り ） | 6,201 | 7,503 | 9,078 | 10,985 | 13,291 |
| アウトリーチ （助産師訪問） | 1,139 | 1,663 | 2,427 | 3,544 | 5,174 |

⑱ 妊婦等包括相談支援事業 <地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

妊産婦等を対象とし、出産後も含めて面接等を実施します。

妊娠20週以降の妊婦を対象とした面接では、助産師、保健師等が面接を行い、個別にプランを作成し、妊娠・出産・子育てに関する情報や産前・産後の事業やサービスに繋げるとともに、相談窓口を分かりやすく提供し、先を見越した子育てができるように支援を行います。

また、妊娠32週を目安に助産師、保健師等が妊婦の体調や産後の支援状況などを電話で確認し、必要に応じた情報提供を行っています。

産後には、こんにちは赤ちゃん訪問にて、家庭の状況、様々な不安や悩み、健康状態等を把握するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行っています。

【需要見込みと確保方策】

妊娠届出数の推移を需要見込みとしています。妊産期相談支援事業の従事者(助産師、保健師等)訪問指導員やすこやか福祉センター職員が、面接等を行います。

(単位：回)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--|-------|-------|--------|--------|
| 需要見込み | 7,488 | 7,359 | 7,233 | 7,107 | 6,984 |
| 確保方策 | ① 実施体制 区職員、妊産期相談支援事業従事者、訪問指導員(助産師、保健師、看護師) ② 実施機関 各すこやか福祉センター | | | | |

(3) こども誰でも通園制度

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が新たに創設され、令和7年4月から施行されます。令和8年度には同法に基づく新たな給付制度として、「乳児等のための支援給付」として位置づけされることとなっています。

**全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充
～「こども誰でも通園制度」の創設～**

検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるよう、所要の法案が今国会で可決・成立。**

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握**などにつながる

【本格実施に向けたスケジュール】

| 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・115自治体に内示（令和6年4月26日現在） ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 法律上制度化し、実施自治体数を拡充 ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施（※） ・国が定める月一定時間までの利用枠 <p style="font-size: small;">（※）人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）</p> |

【子ども・子育て支援法等の改正イメージ】

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「乳児等のための支援給付」を創設する。
- 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども（※）とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
- （※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。 等

5

出典：令和6年7月31日こども家庭庁発出

「こども誰でも通園制度に関するオンライン自治体説明会」資料より抜粋

【事業概要】

国では、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）を創設することが検討されています。

中野区では、国が目指す令和8年度の本格実施に先駆けて、令和7年度に本制度を試行的に実施し、課題や効果の検証を行います。令和8年度以降は国の動向を注視し、必要に応じて実施内容の見直し等を検討します。

【需要見込みと確保方策】

国の指針に基づき需要見込みを算出しています。こども誰でも通園制度の利用を希望する全ての家庭が利用できるよう、確保方策は需要見込み数としています。

(単位：人日)

| 年 度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 需要見込み | 37 | 34 | 30 | 91 | 83 |
| 0 歳 児 | 14 | 14 | 13 | 41 | 40 |
| 1 歳 児 | 12 | 10 | 9 | 26 | 23 |
| 2 歳 児 | 11 | 10 | 8 | 24 | 20 |
| 確保方策 | 37 | 34 | 30 | 91 | 83 |
| 0 歳 児 | 14 | 14 | 13 | 41 | 40 |
| 1 歳 児 | 12 | 10 | 9 | 26 | 23 |
| 2 歳 児 | 11 | 10 | 8 | 24 | 20 |



第4節

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 子ども政策の総合的な推進

区は本計画に基づき適切に事業を実施し、全ての子どもと子育て家庭への支援充実を目指します。本計画は令和5年3月に策定した「中野区子ども総合計画」に包含された計画となっており、子ども総合計画の一部として、子ども総合計画に包含されている他の法定計画と一体的に施策を進めることで、子ども政策を総合的に推進していきます。

(2) 区の推進体制の整備

令和5年4月のこども家庭庁の設置を踏まえて、区の組織体制を強化し、より一層組織横断的に取組を進めていきます。また、職員一人ひとりが子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴いて施策を進める意識を高めることができるよう、様々な職種や職層を対象とした子どもの権利に関する研修を実施するなど、区全体で子どもの権利を基盤とした取組を推進します。

(3) 子ども・若者の区政参加の促進

計画の推進にあたって、区は「子ども会議」をはじめ、幅広く、多様な背景を持つ子ども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。また、各事業の実施にあたり、可能な限り子ども・若者が参加する機会を設け、区政運営への子ども・若者の参加促進を図ります。

なお、本計画の策定にあたっては、子ども向けの意見交換会を実施し、子どもの意見を聴いて各事業について検討しました。引き続き、区政運営への子ども・若者の参加促進を図ります。

(4) 地域や関係機関等との連携・協働

子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまちにしていくためには、行政の力だけではなく、地域や関係機関等との連携・協働が不可欠です。地域の子育て支援団体、NPO 法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。

また、区に関わる全ての人に対し、「中野区子どもの権利に関する条例」の理解促進を図るとともに、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域が一体となって子どもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

2 計画の点検・評価

(1) 計画の点検・評価の実施

区は、毎年度、各事業の実施状況や、成果指標の進捗状況等について、「中野区子ども・子育て会議」に意見を聴き、事業実績として取りまとめます。取りまとめた事業実績を踏まえ、取組の推進やPDCAサイクルに基づき改善を図ります。また、事業実績については区ホームページに掲載するなど、広く区民に公表します。

また、「中野区子ども・子育て会議」をはじめ、地域や関係機関等から意見を聴取し、子ども・子育て支援施策を実施してきました。今後も、子どもと子育て家庭の実情を踏まえて、各事業における広報・周知の方法や手続の簡素化などを検討していきます。

(2) 子どもの権利の視点に基づいた点検・評価

(1)での点検・評価に加え、各事業の取組内容について、「中野区子どもの権利委員会」において子どもの権利の視点に基づいた検証を行います。検証にあたっては、成果指標などの数値目標の達成状況ではなく、子どもに関する取組について、子ども自身がどのように感じているかヒアリング形式などの定性的な評価を行います。区は、これらの結果を踏まえ、事業の推進や改善を図ります。

参考資料

- 中野区子ども・子育て会議条例

中野区子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日

条例第39号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、中野区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令5条例18・一部改正)

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項について意見を述べること。

(令5条例18・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中野区内において法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業の運営に携わる者
- (3) 中野区内の法第7条第4項に規定する教育・保育施設を利用する子どもの保護者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が学識経験者の委員のうちから選出する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(臨時委員)

第7条 区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条第1項に規定する委員のほかに、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議の内容を勘案し、適当と認める者のうちから区長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査審議が終了した日までとする。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長が指名する部会員がその職務を代理する。

6 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委員等以外の者の出席等)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。前条に規定する部会についても、同様とする。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども教育部において処理する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初の子ども・子育て会議は、区長が招集する。

附 則 (令和5年3月20日条例第18号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)(素案)

令和7年度～令和11年度

令和6年(2024年)11月

編集・発行 中野区子ども教育部子ども・教育政策課
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号
電話 03-3389-1111(代表)
電子メール kodomo-tyosei@city.tokyo-nakano.lg.jp
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>
